

# 一般廃棄物処理基本計画

## 〈中間見直し〉

令和2年3月 策定

令和7年3月 改訂

佐 々 町



# 目 次

## 第1部 はじめに

|                     |   |
|---------------------|---|
| 第1章 計画策定にあたって.....  | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨.....    | 1 |
| 第2節 計画の位置付け.....    | 2 |
| 第3節 計画の期間.....      | 3 |
| 第4節 計画の対象範囲.....    | 3 |
| 第2章 地域の概要と将来構想..... | 4 |
| 第1節 地域の概要.....      | 4 |
| 第2節 町の将来像.....      | 7 |

## 第2部 ごみ処理基本計画

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第1章 ごみ処理の現状と課題.....        | 13 |
| 第1節 国・県のごみ処理行政の動向.....     | 13 |
| 第2節 佐々町におけるごみ処理の現状.....    | 28 |
| 第3節 佐々町におけるごみ処理の課題.....    | 41 |
| 第2章 ごみ処理基本計画.....          | 42 |
| 第1節 人口及びごみ排出量の将来予測.....    | 42 |
| 第2節 ごみ排出抑制・再資源化等の数値目標..... | 45 |
| 第3節 ごみ処理基本計画.....          | 48 |

## 第3部 生活排水処理基本計画

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 生活排水処理の現状と課題.....                 | 58 |
| 第1節 佐々町における生活排水処理の現状.....             | 58 |
| 第2節 佐々町における生活排水処理の課題.....             | 64 |
| 第2章 生活排水処理基本計画.....                   | 65 |
| 第1節 生活排水の処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測..... | 65 |
| 第2節 生活排水処理計画.....                     | 68 |
| 第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画.....                | 72 |



# 第1部 はじめに

---



## 第1章 計画策定にあたって

### 第1節 計画策定の趣旨

廃棄物についての国の動向に目を向けると、国際的な問題にも発展している廃プラスチックについて、これまでも最大限排出抑制等が図られていましたが、今後も温室効果ガスの排出削減、化石資源への依存度低減、海洋環境等への影響低減等を図るため、資源循環を総合的に推進する取組とその方向性が「プラスチック資源循環戦略」として示されました。

また、食品ロスについては、令和元年5月に公布された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）に示されたように、国民運動として食品ロスを削減する方向性が示されました。当該法律の公布を受け、国においては食品ロス削減に係る基本方針の策定や具体的な施策の検討が始められています。

一方、「食品循環資源の再生利用の促進に関する法律」（以下、「食品リサイクル法」という。）については、特に外食産業での取組が不十分なため、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた発生抑制・再生利用の目標設定や再生利用の促進等、食品リサイクル法に基づく新たな基本方針が告示されました。

このようなことを背景に、佐々町（以下、「本町」という。）では、令和2年3月に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできたところです。

今回、前回の「一般廃棄物処理基本計画」より5年が経過し、中間目標年次となったこと、また、その間、佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事の竣工及びし尿等前処理施設の稼働等情勢の変化があったことから、時点修正及び内容の見直しを行うものです。

本計画の策定の主旨を、図1-1-1-1に示します。

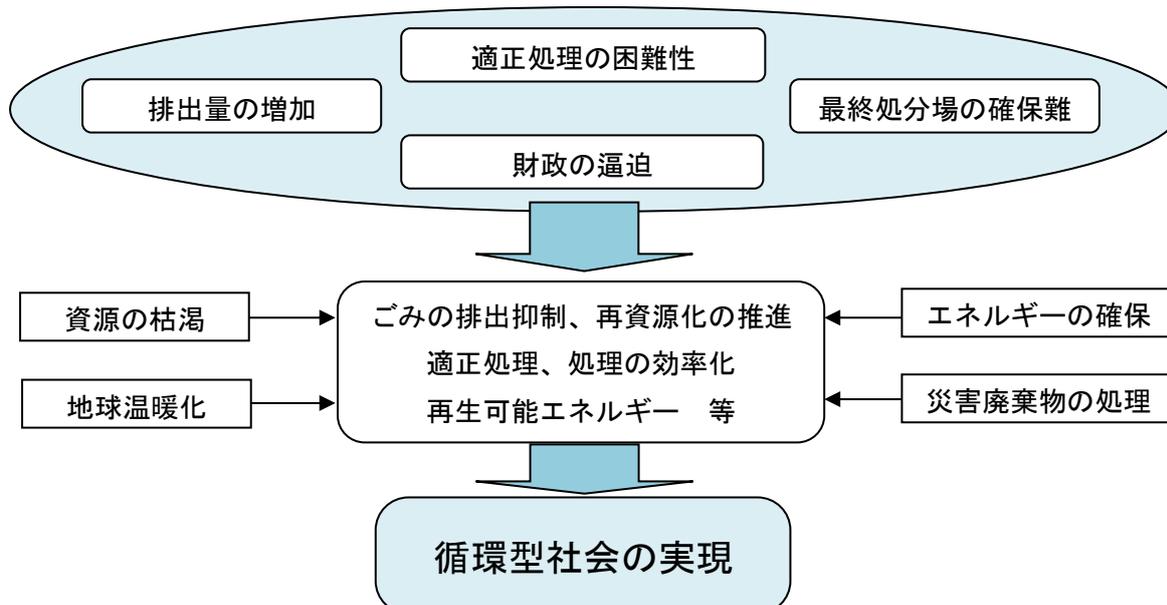


図1-1-1-1 本計画の策定の主旨

# 第1部 はじめに

## 第2節 計画の位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされています。

なお、策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月15日環廃対発第1609152号）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年、衛環第200号）に準拠するとともに、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「小型家電リサイクル法」という。）、「食品ロス削減推進法」等、近年の廃棄物に関する新たな法体系についても整合性を図り策定します。

本計画の位置付けを図1-1-2-1に示します。

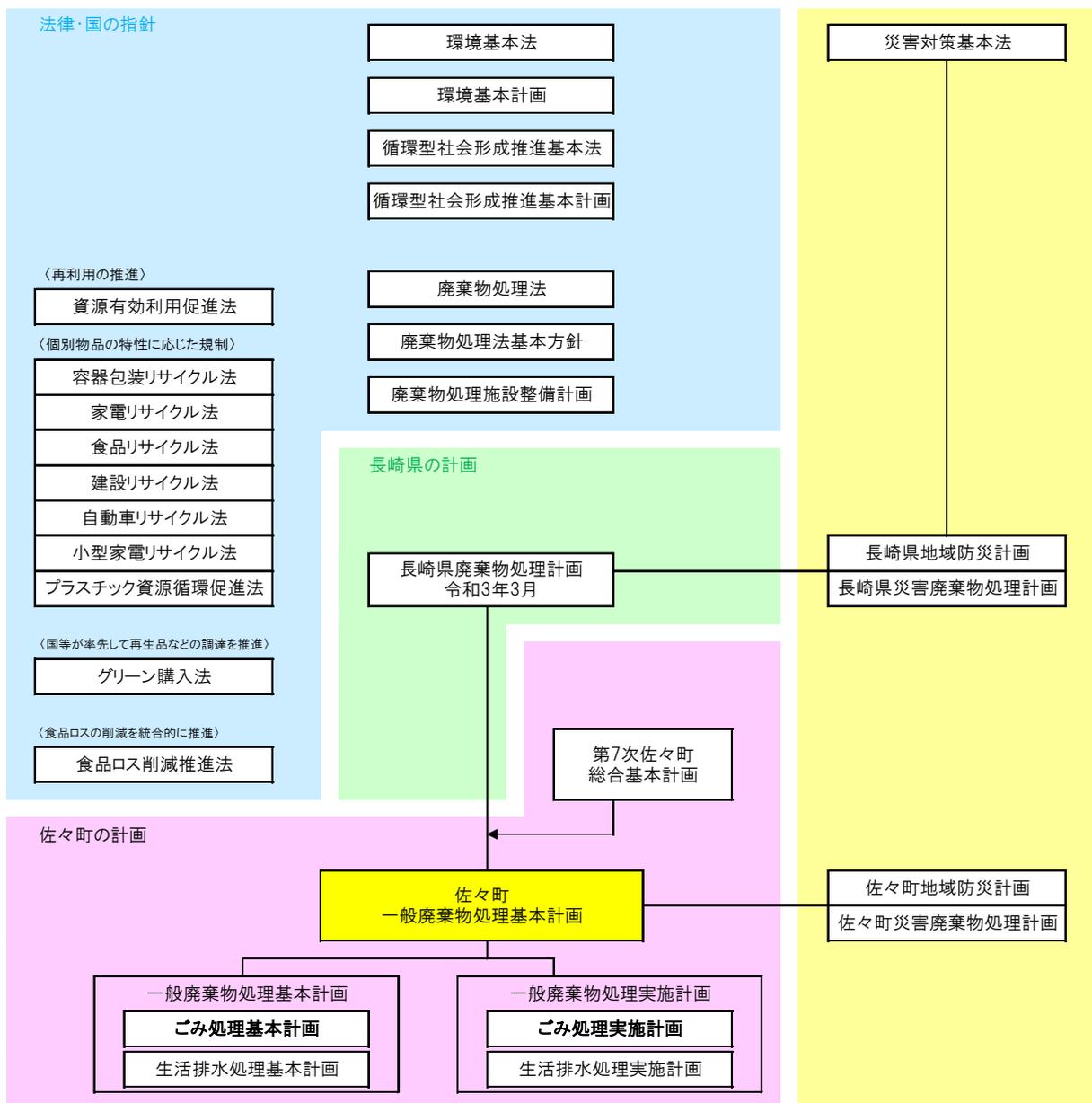


図1-1-2-1 本計画の位置付け

### 第3節 計画の期間

本計画の期間、目標年次等は、厚生省（当時）からの通知（平成2年2月1日一部改正衛環第22号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長通知）に準じて設定することとします。

本計画は、令和2年度から令和16年度までの15年間を計画期間としており、策定から5年（中間見直し：令和6年度）が経過しました。その間、佐々クリーンセンター及びし尿等前処理施設の整備に伴い、稼働等情勢の変化があったことから、時点修正及び内容の見直しを行うものです。

| 区分\年度(令和)   |        | 1 | 2 | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     | 9     | 10    | 11    | 12    | 13    | 14    | 15    | 16 |   |
|-------------|--------|---|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|---|
| 本<br>計<br>画 | 策定年度   | ◆ |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |    |   |
|             | 計画の期間  |   | ◆ | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ----- | ◆  |   |
|             | 計画目標年度 |   |   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |    | ◆ |
|             | 中間目標年度 |   |   |       |       |       | ◆     |       |       |       |       | ◆     |       |       |       |       |    |   |

図 1-1-3-1 計画期間

### 第4節 計画の対象範囲

本計画では、市町村の処理責任に位置付けられている「一般廃棄物」を対象とします。

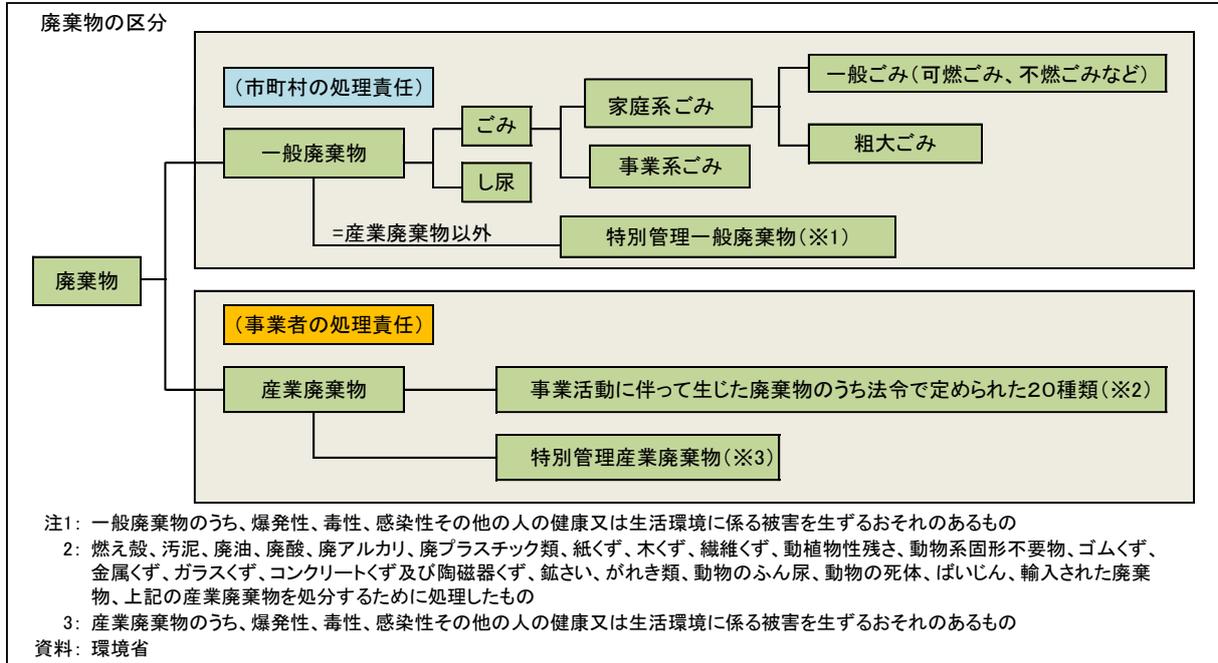


図 1-1-4-1 計画の対象範囲

## 第2章 地域の概要と将来構想

### 第1節 地域の概要

#### 1. 位置及び地勢

本町は、長崎県の北部に位置し、周辺を佐世保市に囲まれ、東境には葦岳から牟田原に連なる山脈があり、西境の盲ヶ原から北境の鷲尾岳まで江里山脈が連なっています。

この間に佐々谷と呼ばれる縦谷が形成され、国見山に源流を発する延長 21.9 キロメートルに及ぶ県北最長流の佐々川が町の中央を北東から南西に貫流し、これに沿って市街地が広がっています。

町域は、東西 6.5 キロ、南北 8.0 キロで、面積は 32.26 キロ平方メートル。平均気温は約 17 度、平均湿度は約 65 パーセントで温潤な恵まれた環境になっており、これらの自然条件を生かして、平野部や中山間地では水稻栽培、いちご栽培が行われています。

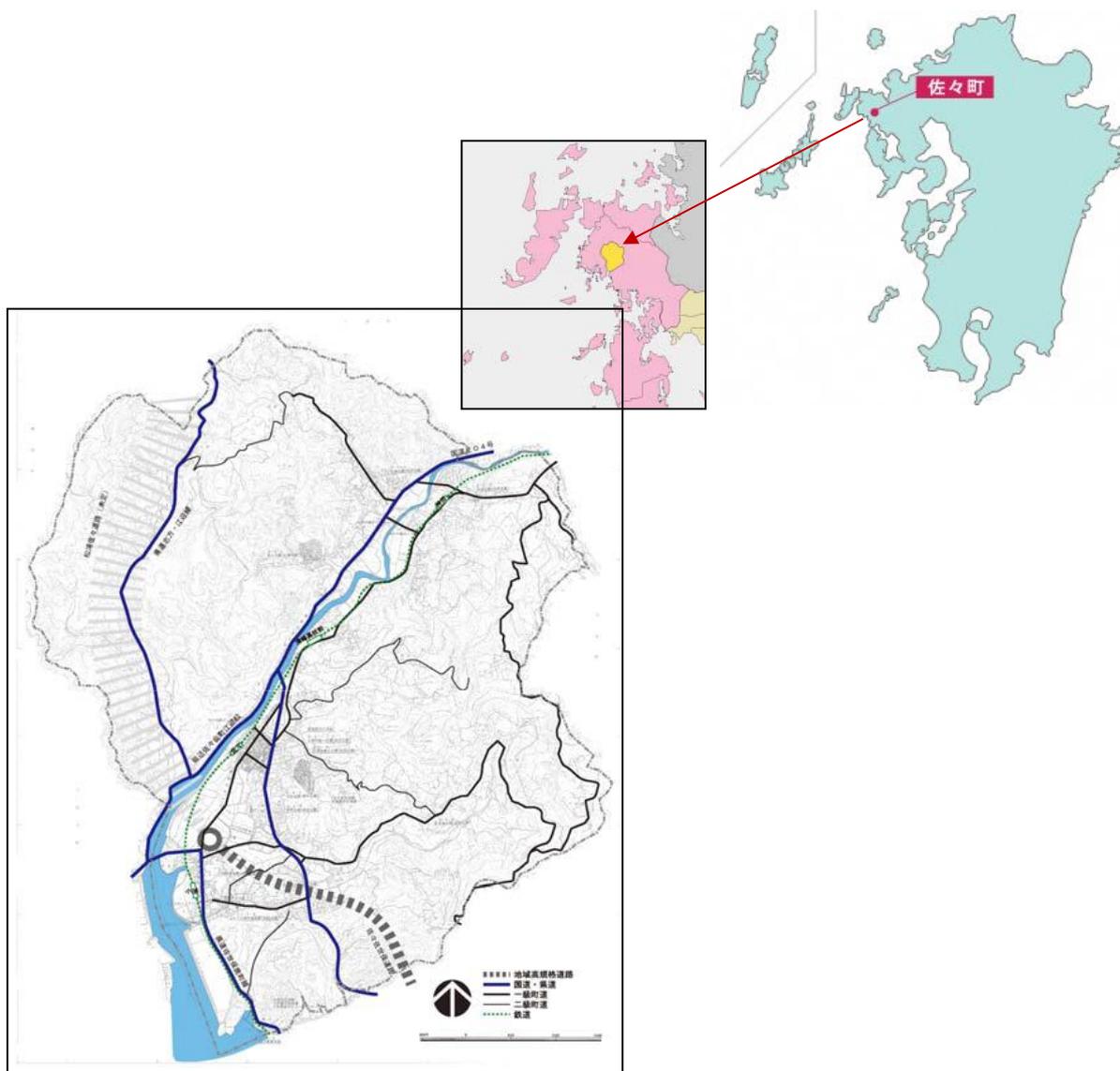
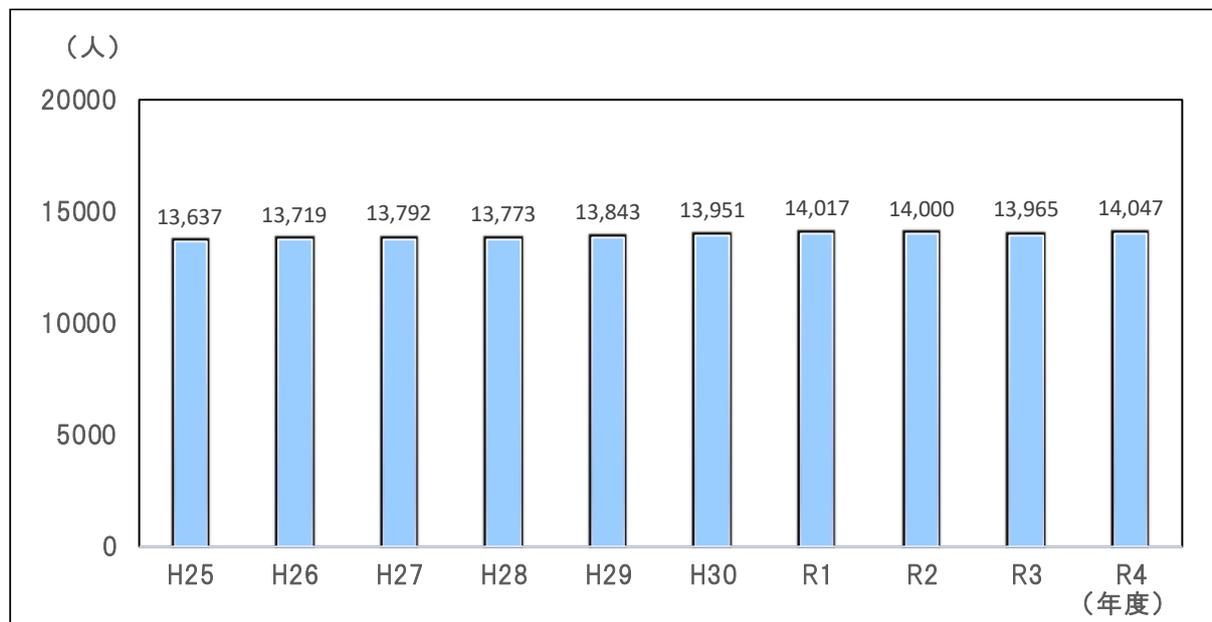


図 1-2-1-1 佐々町の位置

## 2. 人口及び世帯数

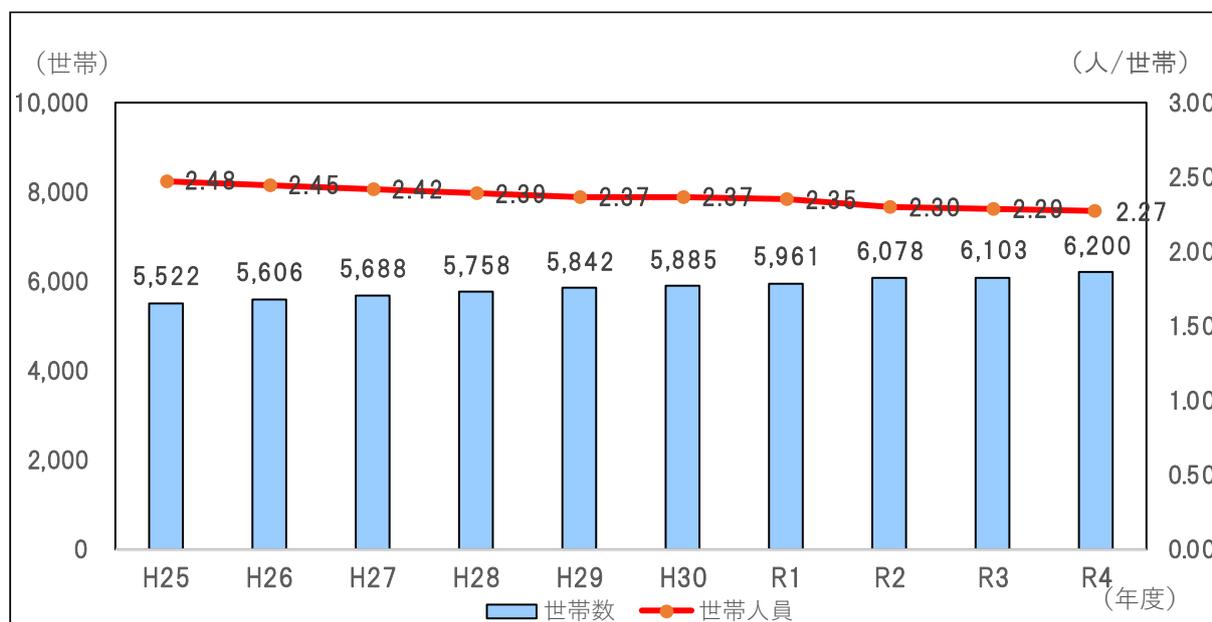
人口は、過去10年間を見ると増加傾向にあります。令和4年度は14,047人でした。

世帯数も増加し続けており、その一方で、1世帯平均人員は減少が続いており、核家族化が進んでいます。



(資料) 佐々町住民基本台帳

図1-2-1-2 人口の推移



(資料) 佐々町住民基本台帳

図1-2-1-3 世帯数の推移

## 第1部 はじめに

### 3. 産業別就業者数

産業別の就業者数は、第1次産業就業者が46人(0.9%)、第2次産業就業者が1,641人(30.2%)、第3次産業就業者が3,740人(68.9%)であり、長崎県平均(第1次産業:1.7%、第2次産業:18.8%、第3次産業:79.5%)と比較すると、第2次産業が高い割合を示しています。

表 1-2-1-4 産業別 15 歳以上就業者数

| 産業分類                | 佐々町   |        | 長崎県     |        |
|---------------------|-------|--------|---------|--------|
|                     | 実数(人) | 割合     | 実数(人)   | 割合     |
| 総計                  | 5,427 | 100.0% | 551,854 | 100.0% |
| 第1次産業               | 46    | 0.9%   | 8,949   | 1.7%   |
| 農業、林業               | 41    | 0.8%   | 5,307   | 1.0%   |
| 漁業                  | 5     | 0.1%   | 3,642   | 0.7%   |
| 第2次産業               | 1,641 | 30.2%  | 103,431 | 18.8%  |
| 鉱業、採石業、砂利採取業        | 0     | 0.0%   | 411     | 0.1%   |
| 建設業                 | 515   | 9.5%   | 40,658  | 7.4%   |
| 製造業                 | 1,126 | 20.7%  | 62,362  | 11.3%  |
| 第3次産業               | 3,740 | 68.9%  | 439,474 | 79.5%  |
| 電気・ガス熱供給・水道業        | 19    | 0.4%   | 2,575   | 0.5%   |
| 情報通信業               | 0     | 0.0%   | 5,423   | 1.0%   |
| 運輸業、郵便業             | 310   | 5.7%   | 24,627  | 4.5%   |
| 卸売、小売業              | 1,227 | 22.6%  | 107,763 | 19.5%  |
| 金融業・保険業             | 134   | 2.5%   | 13,981  | 2.5%   |
| 不動産業、物品賃貸業          | 48    | 0.9%   | 11,546  | 2.1%   |
| 学術研究、専門・技術サービス業     | 59    | 1.1%   | 15,134  | 2.7%   |
| 宿泊業、飲食サービス業         | 317   | 5.8%   | 44,400  | 8.0%   |
| 生活関連サービス業、娯楽業       | 283   | 5.2%   | 20,941  | 3.8%   |
| 教育、学習支援業            | 270   | 5.0%   | 31,679  | 5.7%   |
| 医療、福祉               | 941   | 17.3%  | 117,661 | 21.3%  |
| 複合サービス事業            | 34    | 0.6%   | 5,757   | 1.0%   |
| サービス業(他に分類されるものを除く) | 98    | 1.8%   | 37,987  | 6.9%   |

出典：令和3年経済センサス - 活動調査結果

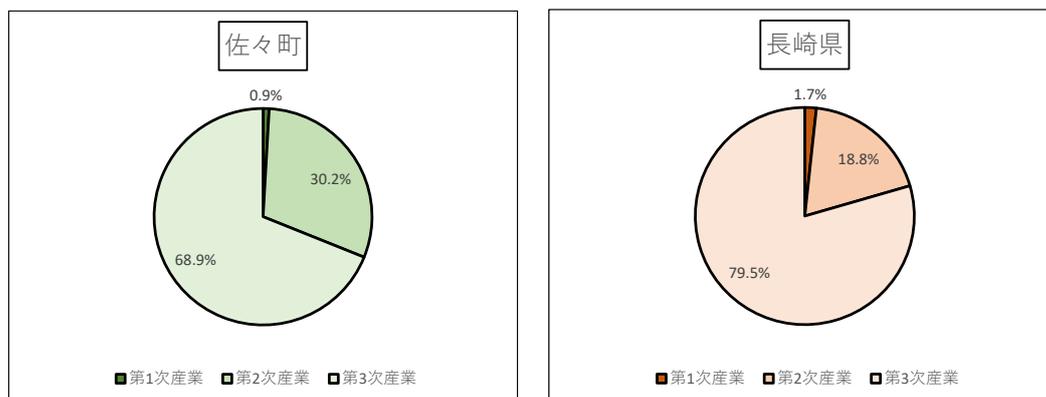


図 1-2-1-5 産業別就業者数の割合

## 第2節 町の将来像

### 1. まちづくりの基本目標

本町では、第7次佐々町総合計画（令和3年度～令和12年度）において「暮らしたいちばん！住むならさざ」をキャッチコピーとして、町が目指す将来像、まちづくりの基本目標を図1-2-2-1のように定めています。

【まちづくりのキャッチコピー】

### 暮らしたいちばん！住むならさざ

まちの将来像の実現に向けて、本町の現状や課題等を踏まえ、施策の基本的な方向として、次のとおり、7つの基本目標を定めます。

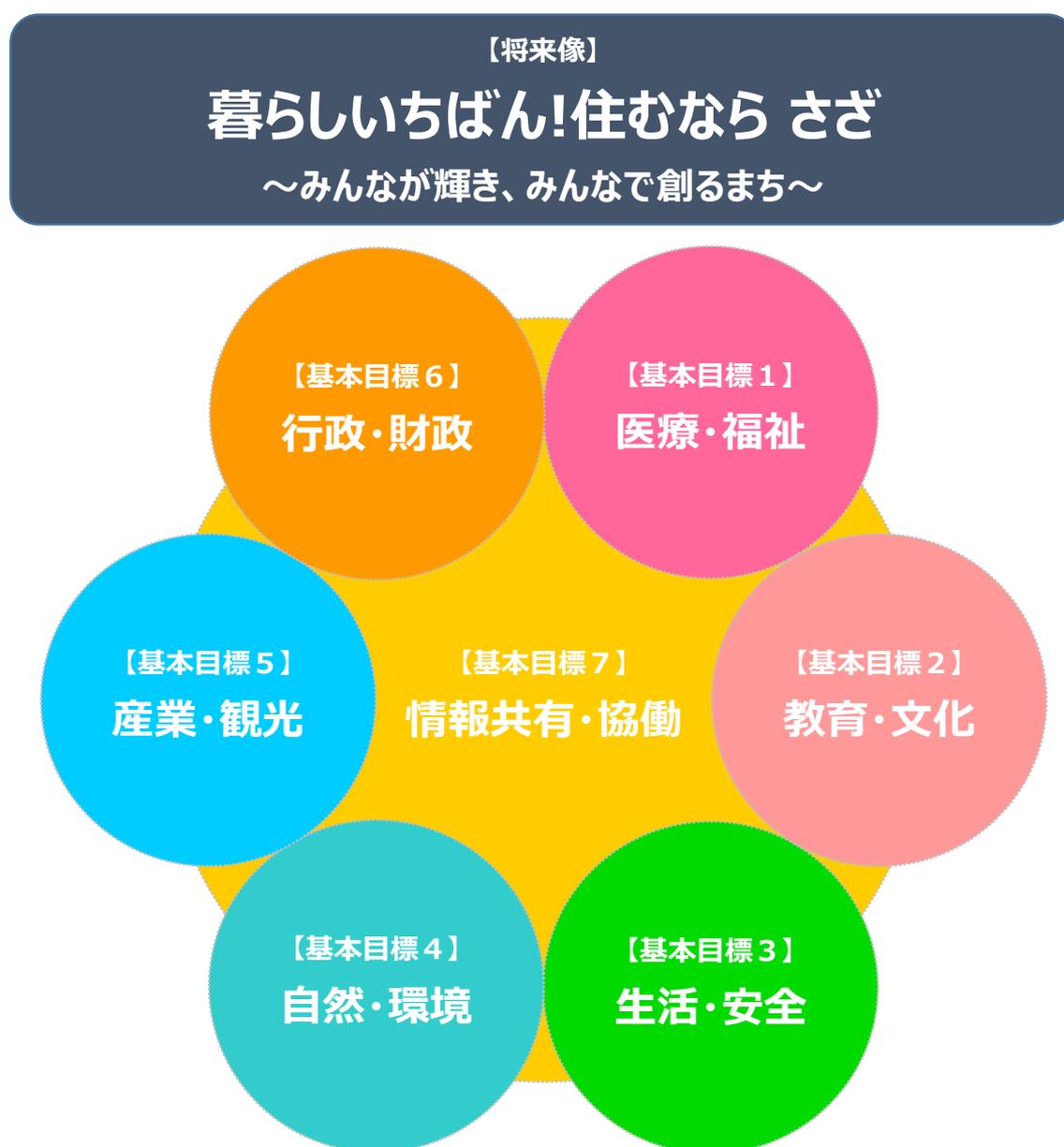


図1-2-2-1 まちづくりの基本目標

### 【基本目標1】「医療・福祉」が充実したやさしいまち

- 医療体制の充実など身近な暮らしの中の安心づくりを進めます。
- 子どもから高齢者まで、いくつになっても健康で楽しく過ごせるまちをめざし、各年代に応じた子育てや健康づくりの支援、福祉の充実を図ります。

### 【基本目標2】「教育・文化」で輝くまち

- 子育てがしやすく、また、心身ともに健やかに子どもが育つまちをめざし、安心して子育てができる環境づくりから、充実した教育環境づくり、多様な交流による青少年育成などを進めます。
- 生きがいのある楽しい生活を演出する生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術の充実を図ります。

### 【基本目標3】「生活・安全」を大切にすまち

- 多様な交流と便利な生活を支える都市空間づくりをめざします。また、道路や公園などのまちの基盤の計画的な整備に取り組みます。
- だれもが安全に安心して暮らせるまちをめざし、水害などの災害に強いまちづくりを進めるほか、交通安全や消費者保護に取り組みます。

### 【基本目標4】「自然・環境」を守り続けるまち

- 町民の誇りでもある佐々川などの豊かな自然環境の保全に取り組みます。
- ごみの排出量を削減するなど、環境負荷が少ない循環型社会への仕組みづくりを進めます。

### 【基本目標5】「産業・観光」でにぎわうまち

- だれもが元気に働ける場づくりをめざし、雇用対策や就業支援などを進めます。また、農業や商工業などの産業の活性化をめざすとともに、時代の潮流に沿った課題の解決に取り組みます。
- 豊かな自然など、町の地域資源を活用した観光振興等の推進により、町外からの関心や興味を高め、交流人口や関係人口の増加を図ります。

### 【基本目標6】「行政・財政」が持続可能なまち

- PDCA サイクルに基づく行政評価を取り入れた、効率的で質の高い行政運営を行います。
- 行政経費の適正化を進め、安定的な財政運営を行います。

### 【基本目標7】「情報共有・協働」のみんなのまち

- 町民に寄り添った親しみのある役場づくりをめざし、情報発信の強化による住民との情報共有に取り組みます。
- 町民一人一人がまちづくりの主役である佐々町をめざし、町内会活動などの地域コミュニティの活性化を進めるほか、あらゆる分野において多様な住民との協働を創出します。また、交流拠点づくりを進めるなど、多様な交流がうまれるまちづくりを展開します。

## 2. 廃棄物対策に関する施策

第7次佐々町総合計画で定められた主な施策の中から、廃棄物対策に関する内容を抜粋すると、次のとおりであり、ごみの減量化や再資源化をはじめとした循環型社会の推進、ごみ、し尿・浄化槽汚泥処理、下水道を中心とした生活排水対策などが主要事業に位置付けられています。

### 戦略目標 3.5 水環境を守り、育てる

#### <目指す姿>

下水道区域や浄化槽区域において、ほとんどの町民が公共下水道への接続または合併処理浄化槽を整備し、生活排水処理の適正化によって河川等が健全な水質を維持するなど、良好で快適な生活環境が整ったまちを目指します。

#### (1) 現状

下水道は、現在の日常生活に不可欠な施設であり、汚水の排除やトイレの水洗化など生活環境の向上のみならず、公共用水域の水質保全や改善にとって重要な施設です。

現在、公共下水道の水洗化率は、88.3%です。

また、浄化管理センターにおいて、し尿及び浄化槽汚泥を処理するため、し尿等前処理施設を建設し、令和6年11月供用開始しました。

#### (2) 課題

今後は効率的な維持管理と経済的な施設の更新や長寿命化に軸足を置き、中長期的な視点に立った経営基盤の強化と経営の安定化が必要です。供用開始から20年以上が経過し、老朽化した施設・設備の更新・長寿命化に取り組むとともに、地震に備えた耐震化や自然災害に耐えうる施設の強靱化が急務となっています。

あわせて、適切な現状分析と事業の優先順位設定や年次整備が必要です。

また、合併処理浄化槽については、普及促進が求められます。

#### (3) 目指す姿を実現するための行動指針

##### 1 公共下水道・水洗化の推進

- 地域特性に応じ、効率的で経済的な公共下水道を整備します。とりわけ、老朽施設・設備の更新・長寿命化や自然災害に耐えうる施設の強靱化に取り組みます。
- 下水道への加入促進や合併処理浄化槽の設置の啓発・普及に広報紙等を活用して取り組みます。

##### 2 健全な経営の確立

- 中長期的視点に立った公共下水道事業の経営基盤の強化と財政安定化に取り組みます。

##### 3 し尿等前処理施設の整備稼働

- し尿や浄化槽汚泥の適正な処理のため、し尿等前処理施設を建設し、令和6年11月より供用開始しました。

## 第1部 はじめに

### (4) 成果指標

| 指標名                                   | 現状値<br>(令和5年) | 目標値<br>(令和16年) |
|---------------------------------------|---------------|----------------|
| 公共下水道水洗化率<br>(公共下水道接続人口／公共下水道整備地区人口)  | 88.3%         | 89.0%          |
| 生活排水処理率<br>(公共下水道・農集排接続・浄化槽整備人口／行政人口) | 88.3%         | 89.0%          |

### (5) 協働の指針

| 主体                    | 内容              |
|-----------------------|-----------------|
| 町民・個人<br>(1人でできること)   | ○生活排水を適正に処理します。 |
| 町内会・地域<br>(みんなのできること) | ○生活排水を適正に処理します。 |
| 企業・団体<br>(事業者等ができること) | ○事業排水を適正に処理します。 |

### (6) 関連する個別計画

| 計画名               | 計画期間                  |
|-------------------|-----------------------|
| 佐々町一般廃棄物処理基本計画    | 令和2年度～令和16年度          |
| 佐々町下水道事業ビジョン・経営戦略 | 令和7年度～令和16年度          |
| ストックマネジメント計画      | 令和7年度～令和11年度<br>(第2期) |

## 戦略目標 4.2

### ごみの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ないスタイルを確立する

#### <目指す姿>

町民・事業者・行政が一体となったごみ処理への意識改革により、省資源・省エネルギーのライフスタイル、ビジネススタイルが浸透し、ごみの排出量が抑制され、環境負荷が少ない循環型社会が実現したまちを目指します。

#### (1) 現状

本町では、循環型社会形成推進基本法の施行に基づき、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）といった3Rに加え、修理して使用する（リペア）、ごみになるものを断る（リフューズ）を含めた5Rを推進してきました。

また、佐々クリーンセンターでは、供用開始から25年が経過し施設が老朽化しているため、機器の故障等が頻繁に発生しています。

なお、町では、「一般廃棄物基本計画」のなかで、15年間で1人一日あたりのごみの排出量を56g削減することを目標に掲げるなど、循環型社会の実現に向けた取組は着実に進んでいるところです。

#### (2) 課題

限りある資源を大切にするとともに、廃棄物の排出抑制に取り組み、環境への負荷が少ない循環型社会を実現するためには、5Rの取組を継続していくことが重要です。

地球環境問題に対して高い意識を持ち、町民・事業者・行政のそれぞれが互いの責任と役割を理解し、ごみになるものは作らない、売らない、買わない、また今ある資源を大切に利用して環境負荷の少ない資源循環型のまちとなるよう、自ら主体的に環境保全に向けて行動し、地域ぐるみの環境保全の取組が今後も求められます。

プラスチックごみの分別に対する細分化の方向性が示されており、それに対応する体制や料金体系を見直す必要があります。

#### (3) 目指す姿を実現するための行動指針

##### 1 ごみ減量化・資源化の推進

- 自然界から採取する資源を最小限に抑え、5R運動として、資源ごみの効率的な再利用をはじめ、ごみの減量化及び資源化に取り組みます。
- 事業者から持ち込まれるごみを定期的に展開検査することで適正な処理を促します。
- 町内会や子ども会が行う資源ごみ等の回収活動に対し補助を行い、ごみ資源化活動に対する意識の醸成を図ります。

##### 2 省エネルギー活動の推進

- 町民・事業者・行政が、それぞれのライフスタイル・ビジネススタイルを見直し、省エネルギー活動に取り組みます。また、自然エネルギーの活用も併せて推進します。

## 第1部 はじめに

### 3 不法投棄対策の充実

- 不法投棄を監視する体制づくり、地域や町民一斉の清掃活動など、町民一丸となった環境美化活動に取り組みます。
- 不法投棄が発生しやすい場所や発生した場所に対しては、不法投棄を禁止する看板を設置する等の措置を行い、不法投棄が発生しづらい環境づくりに取り組みます。

### 4 適切な施設の維持管理

- 老朽化したごみ処理施設を長寿命化し、安全で安心な廃棄物処理の運営を行います。

#### (4) 成果指標

| 指標名             | 現状値<br>(令和5年) | 目標値<br>(令和16年) |
|-----------------|---------------|----------------|
| 町民1人1日あたりのごみ排出量 | 929.5g/日      | 894.0g/日       |

#### (5) 協働の指針

| 主体                    | 内容  |
|-----------------------|---|
| 町民・個人<br>(1人でできること)   | ○ごみや地球環境問題に対する関心を高め、ごみ発生抑制・再資源化・再使用や、省エネルギーに配慮した生活を心がけます。<br>○マイバッグなどを持参し、ごみが出ないような生活習慣を心がけます。        |
| 町内会・地域<br>(みんなのできること) | ○地域ぐるみでごみの分別を徹底するとともに、収集日や時間などのルールを守るよう意識を高めます。<br>○ごみステーションなどの収集所を点検し、不適切ごみを指導するなど、ごみに対する地域の意識を高めます。 |
| 企業・団体<br>(事業者等ができること) | ○事業系ごみについて、可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクルごみの分別を強化し、各事業所から排出されるごみ総量を減らすよう心がけます。                                       |

#### (6) 関連する個別計画

| 計画名                  | 計画期間         |
|----------------------|--------------|
| 佐々町一般廃棄物処理基本計画       | 令和2年度～令和16年度 |
| 佐々町ごみ処理施設整備基本計画      | 令和2年度～令和6年度  |
| 佐々町災害廃棄物処理計画         | 令和2年度～都度見直し  |
| 西九州させぼ広域都市圏ビジョン(第2期) | 令和6年度～令和10年度 |

## 第2部

# ごみ処理基本計画

---



## 第1章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 国・県のごみ処理行政の動向

#### 1. 国の関係法令・計画・方針等

##### 1) 循環型社会形成推進基本法・循環型社会形成推進基本計画

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、平成13年1月に施行されました。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

また、同法では、政府において、循環型社会の形成に関する基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画を策定することを規定しています。この計画は、循環型社会の形成に関する政策の総合的、計画的な推進を図るための中心的な仕組みとなるものであり、平成30年6月に策定された現行計画の見直しについて、令和5年11月に環境大臣から中央環境審議会に対し諮問を行い、これを受けて中央審議会で審議を行い、令和6年7月に中央審議会会長から答申が行われました。これを踏まえ、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定しました。第五次循環型社会形成推進基本計画の概要は、次のとおりです。

#### 第五次循環型社会形成推進基本計画の概要（抜粋）

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な課題です。

こうした観点から、本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、

- ② 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ② 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③ 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④ 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

（資料）循環型社会形成推進基本計画概要（環境省：令和6年8月）

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 2) 廃棄物処理法の基本方針

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定に基づき定められています。

前回の令和5年の見直しにおいては、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、廃棄物分野における脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進、廃棄物処理施設整備の広域化・集約化、デジタル技術の活用等による動静脈連携などに関する変更が行われました。

他方で、廃棄物の減量化の目標量等の目標値については、第五次循環型社会形成推進基本計画の議論とあわせて検討することとされていた。今般、令和6年8月に決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値が改定された。

### 3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に基づき、5年ごとに策定されるものです。

今般、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）の5か年の廃棄物処理施設整備計画が、閣議決定されました。

新計画は、気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化しました。「3R・適正処の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加しました。また、「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化させました。

#### 廃棄物処理施設整備計画

##### 基本的理念

- ①基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- ②災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- ③脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

##### 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント

- ・廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処分の確保を推進しつつ、Renewableの取組や循環経済への移行の重要性も踏まえ、資源循環の取組を強化し、循環型社会の実現を目指す。
- ・施設の長寿命化・延命化、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進し、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する。人口減少を見据え、将来にかかるコストを可能な限り抑制するよう計画的に進める。
- ・廃棄物分野は他分野も含めた温室効果ガス排出量の削減に貢献可能。2050年カーボンニュートラルに向けてさらなる排出抑制の取組による焼却等に伴う温室効果ガスの削減、熱回収の高度化、将来的にはCCUS等の技術導入により、脱炭素化の推進が期待される。

4) 各種リサイクル法

個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が制定されており、それらの概要は以下のとおりです。

**資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）**

事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、再生利用（リサイクル）を促進することにより、循環型経済システムの構築を目指す。

（資料）環境省ホームページ「各種リサイクル法」より（以下、同）

**容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）**

家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図る。この法律では、容器（商品を入れるもの）、包装（商品を包むもの）のうち、中身商品が消費されたり、中身商品と分離された際に不要になるものを「容器包装」と定義して、リサイクルの対象としている。

**家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）**

使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた法律。この法律では、家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目について、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）が義務付けられ、消費者（排出者）には、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなど、それぞれの役割分担を定めている。

**食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）**

食品の売れ残りや食べ残しにより、または食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する法律。

**建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）**

特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事またはその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務付ける法律。

## 第2部 ごみ処理基本計画

---

### 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るため、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付ける法律。

### 小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型電子機器等に含まれる金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。この法律では、市町村が回収を行い、認定を受けた事業者が再資源化を行うなど、それぞれの役割分担を定めている。

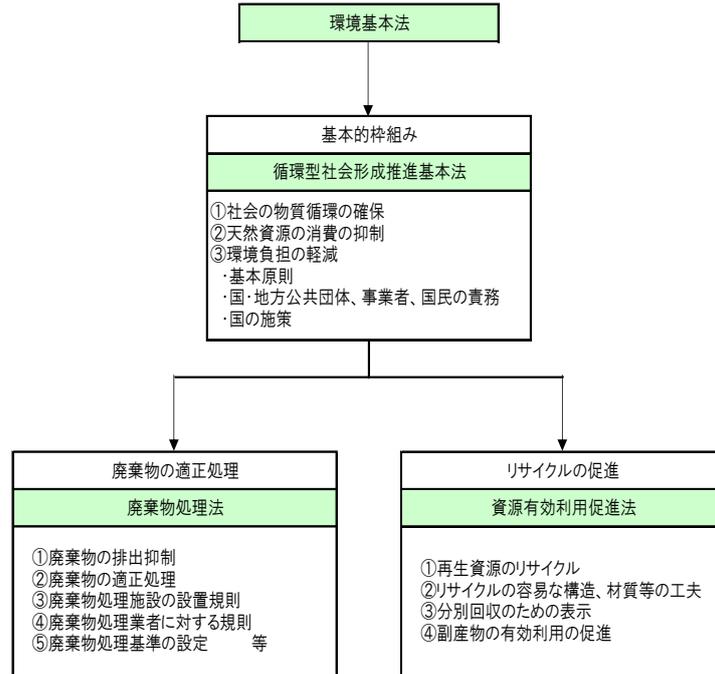
### プラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律）

プラスチック製品の設計からリサイクルまでのライフサイクル全般に関わる事業者、自治体、消費者が相互に連携し、プラスチックの排出抑制、資源循環に取り組むことを定めている。

### 食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

国・地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減に取り組むことを定めている。

以上の関係法令、計画、方針等に基づく循環型社会形成推進のための体系は、次のとおりとなります。



| 個別物品の統制に応じた規則                               |                                   |                            |                                      |   |  |  |                 |
|---|-----------------------------------|----------------------------|--------------------------------------|---|--|--|-----------------|
| 容器包装<br>リサイクル法                              | 家電<br>リサイクル法                      | 食品<br>リサイクル法               | 建設<br>リサイクル法                         | 自動車<br>リサイクル法   | 小型家電<br>リサイクル法                                 | プラスチック資源<br>循環促進法  | 食品ロス削減<br>推進法   |
| ①容器包装の市町村による分別収集<br>②容器の製造・容器包装の利用業者による再商品化 | ①家電を小売店等が消費者より引取<br>②製造業者等による再商品化 | ①食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等を再生利用 | 工事受注者が<br>①建築物の分解解体等<br>②建築廃材等の再資源化等 | ①関係業者が私用済自動車の引取、フロン回収、解体、破碎<br>②製造業者等がエアバッグ、シュレッダーダストの再資源化、フロンの破壊 | ①市町村が小型家電を収集し、認定事業者へ引き渡し<br>②認定事業者が分解<br>③破碎選別 | ①プラスチック資源の分別回収の促進<br>②再商品化事業者と連携し再商品化計画の作成<br>③事業者のみによる再商品化の実施 | ①食品ロスの削減を総合的に推進 |

| グリーン購入法             |
|---------------------|
| ①国等が率先して再商品などの調達を推進 |

図 2-1-1-1 循環型社会形成のための法体系

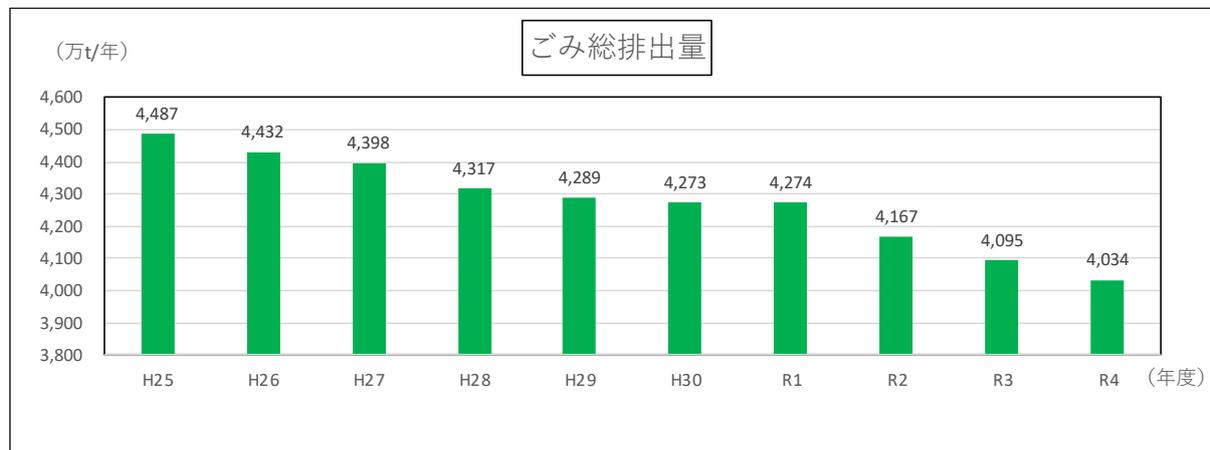
## 第2部 ごみ処理基本計画

### 2. 全国のごみ処理の状況

#### 1) ごみの排出状況

##### (1) ごみ総排出量の推移

全国におけるごみの総排出量は、減少傾向で推移しており、令和4年度は4,034万トン（前年度比1.5%減）となっています。



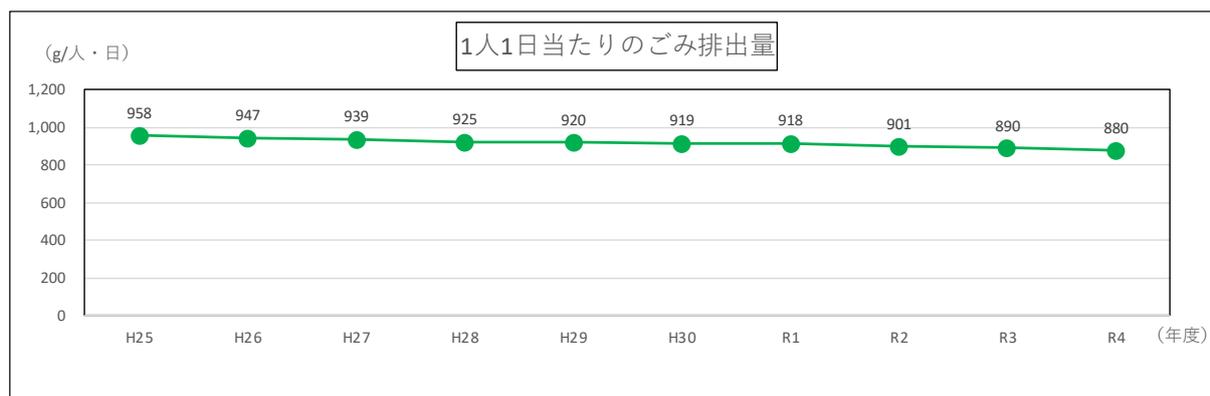
(資料) 環境省一般廃棄物処理実態調査結果（各年度版） 以下同じ

(備考) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

図 2-1-1-2 ごみ総排出量の推移（全国）

##### (2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向で推移しており、令和4年度は880グラム（前年度比1.1%減）となっています。

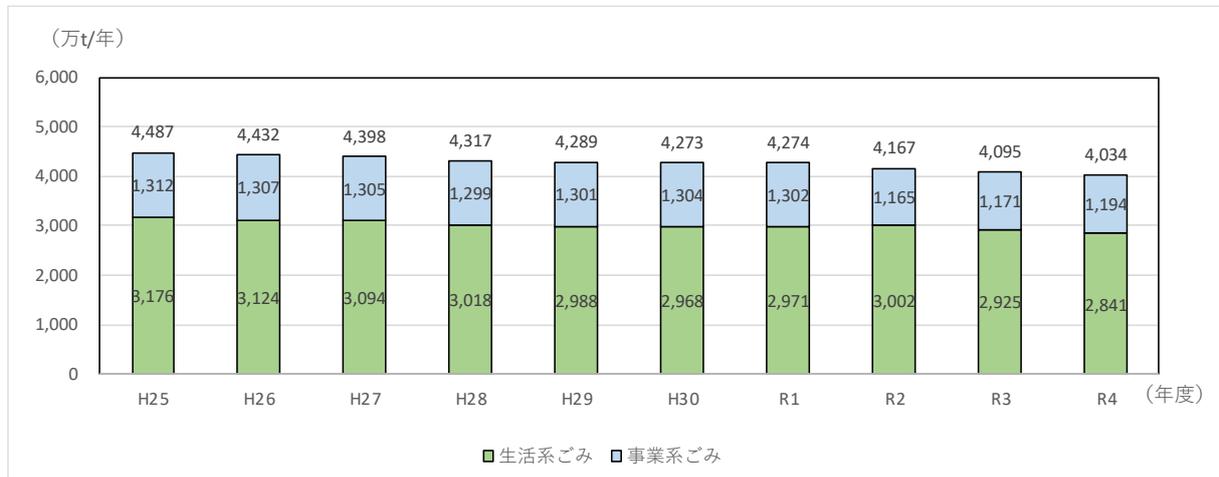


(備考) 1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量÷総人口÷365日（または366日）

図 2-1-1-3 1人1日当たりごみ排出量の推移（全国）

(3) 生活系ごみと事業系ごみの推移

ごみの総排出量のうち、生活系ごみと事業系ごみの排出割合を見ると、令和4年度は生活系ごみが2,841万トン（約70%）、事業系ごみが1,194万トン（約30%）となっています。

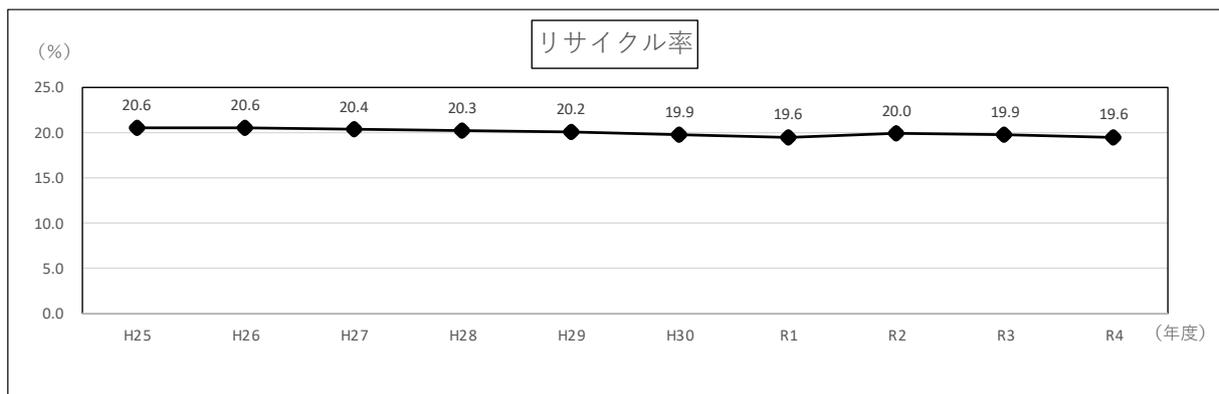


(備考) 集団回収量は生活系ごみに含む

図 2-1-1-4 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移（全国）

2) 資源化の状況

全国のリサイクル率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和4年度は19.6%（前年度比1.5%減）となっています。



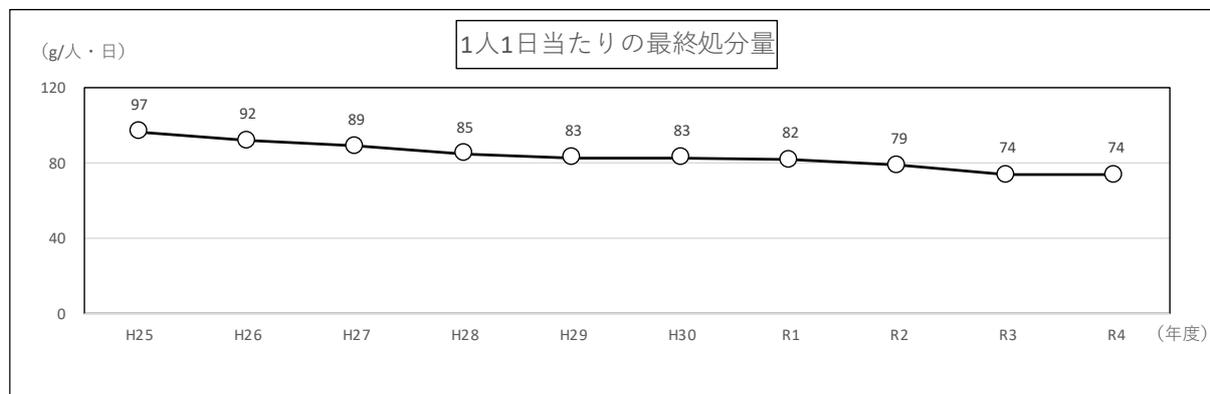
(備考)  $\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$

図 2-1-1-5 リサイクル率の推移（全国）

## 第2部 ごみ処理基本計画

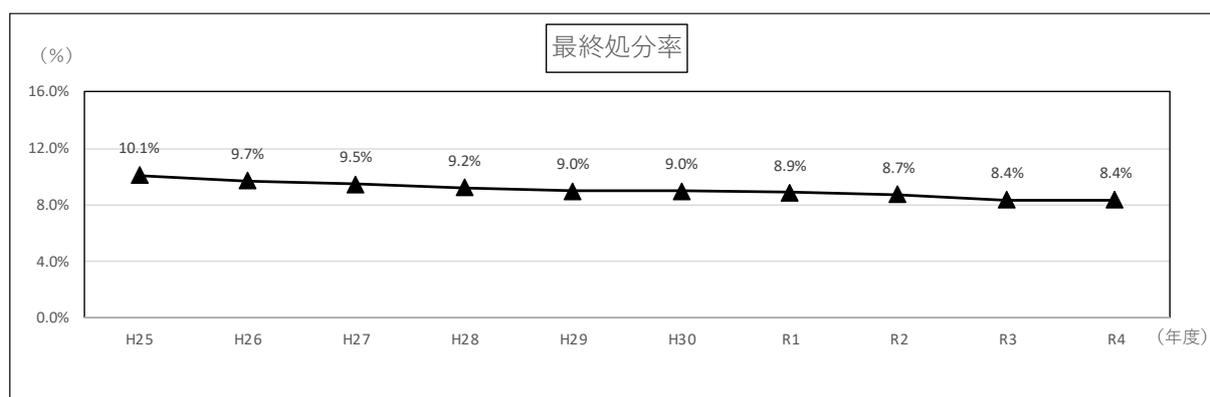
### 3) 最終処分の状況

全国の最終処分の状況は、1人1日当たりの最終処分量、最終処分率とも減少傾向で推移しており、令和4年度は1人1日当たり74グラム、最終処分率8.4%となっています。



(備考) 1人1日当たり最終処分量=最終処分量÷総人口÷365日(または366日)  
最終処分量=直接最終処分量+中間処理後最終処分量(焼却残渣・処理残渣)

図2-1-1-6 1人1日当たりの最終処分量の推移(全国)



(備考) 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量×100

図2-1-1-7 最終処分率の推移(全国)

### 3. 長崎県の関連計画

#### 1) 長崎県廃棄物処理計画

長崎県では、循環型社会の形成推進を図るため、県の目指す将来像を、「ゴミのない、資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』」と定め、平成28年3月には、県における廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、第4次の「長崎県廃棄物処理計画」が策定されており、令和3年3月に「長崎県廃棄物処理計画 ～ゴミゼロながさき推進計画～」が令和3年度～令和7年度を計画期間とし、見直されました。

本計画では、一般廃棄物（ごみ）に関し、次のような課題が挙げられているほか、適正処理の確保や循環型社会を形成していくための基本目標などが設定されています。

| 項目       | 課題  |
|----------|---|
| ①ごみの排出状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業系ごみにおいては、食品ロスの削減、食材の使い切り、生ごみの水切りの推進など、各事業所においてできる取組を徹底し、排出量を削減する必要があります。</li> <li>○ 生活系ごみにおいては、近年1人1日あたりのごみ排出量が増加傾向で推移していることから、循環型社会の構築を推進し、食品ロスの削減や生ごみの水切り・堆肥化といったことだけでなく、ライフスタイル全般の見直しにより排出量を削減する必要があります。</li> <li>○ 紙類の再生利用率が低いことから、雑紙等の紙類が可燃ごみとして相当数排出されていると考えられ、それらを削減する必要があります。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の急激な拡大や飲食物のテイクアウト利用の拡大により、家庭ごみとして排出される使い捨ての容器包装資材の増加や古布類のリサイクル事業への影響などが今後懸念されています。</li> </ul> |
| ②再生利用状況  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国平均と比べて再生利用率が低く、継続して横ばいから低下傾向で推移しているため、再生利用率向上に向けて施策の見直し検討の必要があります。</li> <li>○ 再生利用率が全国と比べて低い品目である紙類の再資源化を推進する必要があります。また、市町が関与していない紙類のリサイクル業者が行っている再資源化についても、推進する必要があります。</li> </ul>  |

## 第2部 ごみ処理基本計画

| 項目         | 課題   |
|------------|--|
| ③中間処理状況    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ダイオキシンの発生量が少なく、熱回収や発電機能を併せ持ったごみ焼却施設の整備のほか、不燃物、プラスチック等の再資源化施設等の整備により、廃棄物の再生利用や減量化の促進につながる適切な中間処理を推進する必要があります。</li> <li>○ ダイオキシン類対策を継続していくとともに、引き続きごみの減量化やごみ処理施設の広域化などを進める必要があります。</li> </ul>   |
| ④最終処分状況    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 循環型社会を形成するため、ごみの排出量削減や再生利用を推進し、可能な限り最終処分量を抑制する必要があります。</li> </ul>   |
| ⑤ごみ処理事業経費  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物処理に係るコスト分析及び効率化を推進し、ごみ処理にかかる経費を抑制する必要があります。</li> </ul>   |
| ⑥ごみ処理施設の状況 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ごみ焼却施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国の交付金などを活用し、ダイオキシン類の発生量が少なく、熱回収や発電機能を併せ持ったごみ焼却施設の整備（更新）を推進する必要があります。</li> <li>○ 廃止されたごみ焼却施設は、ダイオキシン類の周辺環境への影響が懸念されることから、早期に解体する必要があります。</li> </ul> </li> <li>■再資源化施設等 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ さらに廃棄物のリサイクルを推進するため、不燃物、プラスチック等の再資源化施設の整備など、市町の状況等に応じた再資源化施設の整備を一層推進する必要があります。</li> </ul> </li> <li>■最終処分場 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最終処分場の延命化を図るため、廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収を推進することが必要です。</li> <li>○ 廃棄物の処理を、できる限り発生地域内又は県内で完結させるため、最終処分場の計画的な確保が必要です。</li> <li>○ 災害時などは一時的に大量の廃棄物を処理する必要性が生じるため、最終処分場を整備する際には、残余容量に余裕を持たせることが必要です。</li> </ul> </li> </ul> |

（資料）長崎県廃棄物処理計画 令和3年3月（以下、同じ）

### 長崎県廃棄物処理計画における基本目標

#### ■廃棄物発生量の最小化

- ・4Rを推進することにより、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを促進して廃棄物の発生量が最小化される長崎県を目指します。

Refuse（リフューズ）：マイバッグを持参しレジ袋を断るなど、家庭などにごみとなるものを持ち込まないよう「断る」。

Reduce（リデュース）：ものを大切にし、ごみとして出すものを「減らす」。

Reuse（リユース）：そのままの形で「再使用する」。

Recycle（リサイクル）：廃棄物となったものを一度処理し、原材料として新しいものに作りかえて「再生利用（リサイクル）する」。

### ■環境を考えた処理体系の構築

- ・最小化した廃棄物について、安全に適切な方法で処理するための施設については整備されていますが、さらに、熱回収の効率化、施設の広域化や分別回収の拡充などの取組を推進し、環境に配慮した処理ができる長崎県を目指します。

### ■県民のゴミゼロ意識の確立

- ・県民、事業者、NPO、大学、行政などにより形成されているネットワークを活用し、環境教育や啓発活動を実施することで、ゴミゼロながさきへ向けた取組の必要性を県民一人ひとりが自覚し、身近にできる活動から実践していく長崎県を目指します。

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 2) 長崎県ごみ処理広域化計画

長崎県では、国の指導のもと、市町村（一部事務組合を含む）が整備するごみ処理施設の広域化に関する計画である「長崎県ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定し、市町村と連携しながらごみの広域処理に取り組んでいます。この計画では、長崎県を7つの広域ブロックに分けてごみ処理を広域化することとされ、佐々町は「佐世保・県北ブロック」に位置付けられています。

計画策定から10年が経過した平成21年7月には当初計画の見直しが行われており、見直し計画における基本方針や「佐世保・県北ブロック」のごみ処理広域化計画（目標）等は次のようになっています。

#### 長崎県ごみ処理広域化計画における基本方針（抜粋）

- (1) ごみの排出抑制と減量化  
ごみの排出抑制や再資源化を図るため4Rを推進し、焼却処理または最終処分するごみの量の削減を図る。
- (2) ダイオキシン類の排出削減  
焼却処理の広域処理（集約化・共同化）を進めることにより、小規模な間欠式焼却施設から原則的に高度なダイオキシン類の排出抑制機能を有する全連続式焼却施設への転換を図り、炉内温度の低下を極力防ぎ、安定した焼却処理を行うことにより、ダイオキシン類の排出を削減する。
- (3) 焼却残渣の高度処理及び再資源化  
ダイオキシン類の削減対策を一層推進するとともに、循環型社会の形成を目指すため、溶融固化等による焼却残渣の高度処理を図るほか、セメント原料化や山元還元等による焼却残渣の再資源化に努める。  
焼却処理の広域化の進展に伴い一定量の焼却残渣を確保することにより、これらの処理が推進しやすく、最終処分場の延命化にもつなげる。
- (4) マテリアルリサイクル（再生利用）の推進  
再生利用が可能なごみを一定量確保し、再資源化処理の効率化を図る。
- (5) サーマルリサイクル（熱回収）の推進  
地球温暖化防止に資する高効率発電などの効率的な熱回収機能を備えた全連続式焼却施設の整備を図り、サーマルリサイクルを推進する。

（資料）長崎県ごみ処理広域化計画の見直しにあたって（平成21年7月）

佐世保・県北ブロックごみ処理広域化計画（抜粋）

■計画の目標年次と計画期間

計画の目標年次は、当初計画どおり平成30年度とし、計画期間は平成11年度から目標年次までの20年間とする。

■市町の広域ブロック割り（佐々町関係を抜粋）

| 広域ブロック名    | 構成市町村名  |  |
|------------|---|--|
|            | （平成20年4月現在）   | （平成11年3月現在）  |
| 佐世保・県北ブロック | 佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、江迎町、鹿町町、佐々町<br>※佐世保市宇久町を含む | 佐世保市、平戸市、松浦町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、大島村、生月町、田平町、福島町、鷹島町、江迎町、鹿町町、小佐々町、佐々町、吉井町、世知原町 |

■佐世保・県北ブロックごみ処理広域化計画

【ごみ焼却施設】

| 広域ブロック名 | 平成20年4月1日時点   | 平成20～30年度   | 平成30年度             |
|---------|---|---|--------------------|
|         |   | 過 渡 期   | 目 標                |
| 佐世保・県北  |   |   |                    |
| ごみ焼却施設  | 8施設<br>（佐世保市3施設、平戸市1施設、松浦市1施設、北松北部環境組合1施設、東彼地区保健福祉組合1施設、佐々町1施設） | 市町合併の動向や施設耐用年数を考慮して、平成21～25年度を目途に広域化を検討し、平成26～30年度にかけて広域化に取り組む。 | 【施設数】5施設以内<br>（注1） |
| 最終処分場   | 10施設<br>（埋立完了を除く）   | —   | 【施設数】10施設<br>（注2）  |
| 再資源化施設等 | 6施設   | —   | 【施設数】6施設<br>（注3）   |

【ごみ焼却施設の広域化の状況】

| 年 度 | 平成10年度 | 平成15年度 | 平成20年度<br>（計画）（注1） | 平成25年度<br>（計画）（注1） | 平成30年度<br>（目標）（注1） | 減少率<br>（注1） |
|-----|--------|--------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------|
| 施設数 | 13     | 11     | 8施設以内              | 8施設以内              | 5施設以内              | △61.5%以内    |

（注1）H20～H29「8施設以内」、H30「5施設以内」としている。

（注2）リサイクル等の推進により、ごみの排出抑制と減量化を推進し、埋め立てられるごみ量の削減を図る。

また、焼却施設から排出される焼却灰等を熔融固化処理等によって無害化、減容化等を図り、現有施設の延命化に努めるとともに、焼却施設の広域化処理の状況を踏まえブロック内の一定の地域での広域処理を図る。

（注3）資源ごみ等のリサイクルを推進するため、容器包装リサイクル法に基づく分別収集等を効果的・効率的に行うため、広域的な取り組みを検討し、焼却施設（焼却ごみ）の広域化処理の状況を踏まえ、ブロック内の一定の地域での広域処理を図る。

（資料）長崎県ごみ処理広域化計画（平成21年7月）

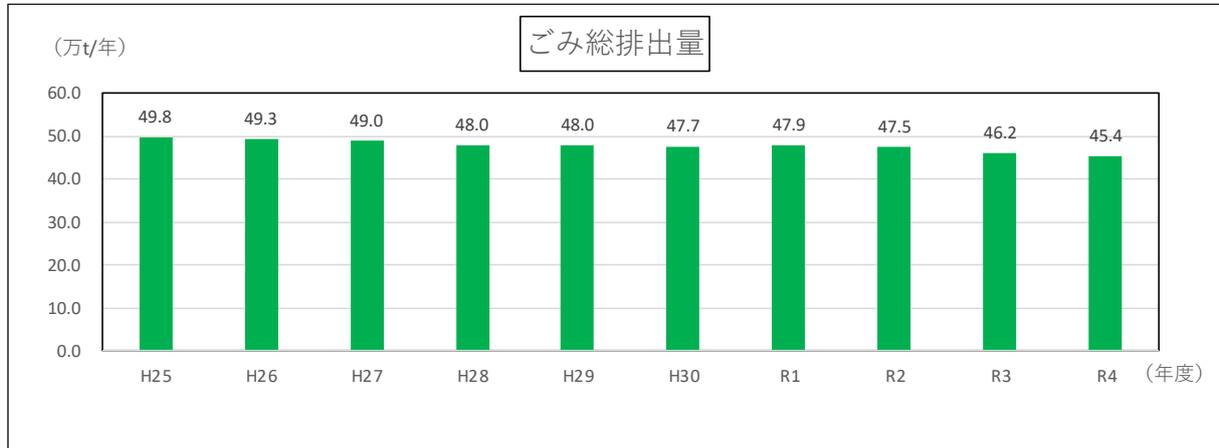
## 第2部 ごみ処理基本計画

### 4. 長崎県のごみ処理の状況

#### 1) ごみの排出状況

##### (1) ごみ総排出量の推移

長崎県全体におけるごみの総排出量は、減少傾向で推移しており、令和4年度は45.4万トン（前年度比1.7%減）となっています。



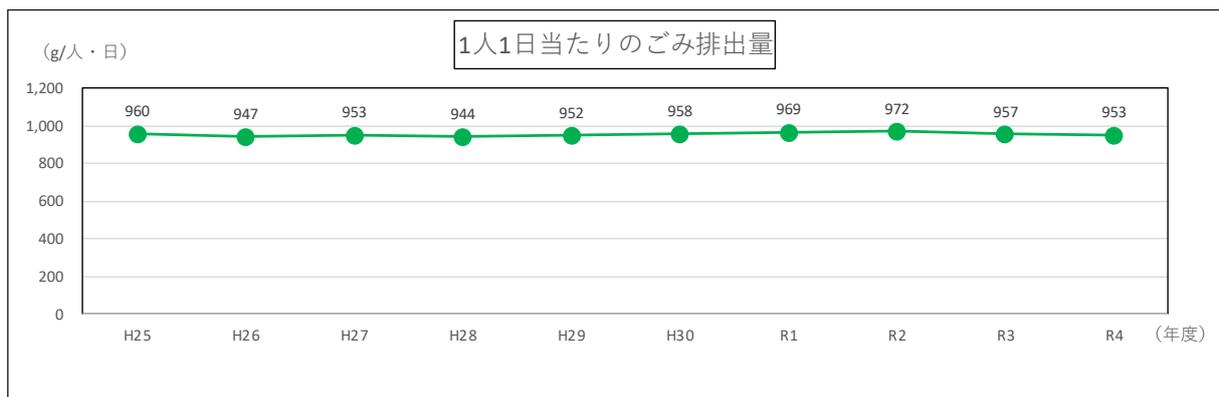
(資料) 環境省一般廃棄物処理実態調査結果（各年度版）長崎県 以下同じ

(備考) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

図 2-1-1-9 ごみ総排出量の推移（長崎県）

##### (2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

1人1日当たりのごみ排出量も減少傾向で推移していますが、近年は減少傾向の鈍化が見られ、令和4年度は953グラム（前年度比0.4%減）となっています。

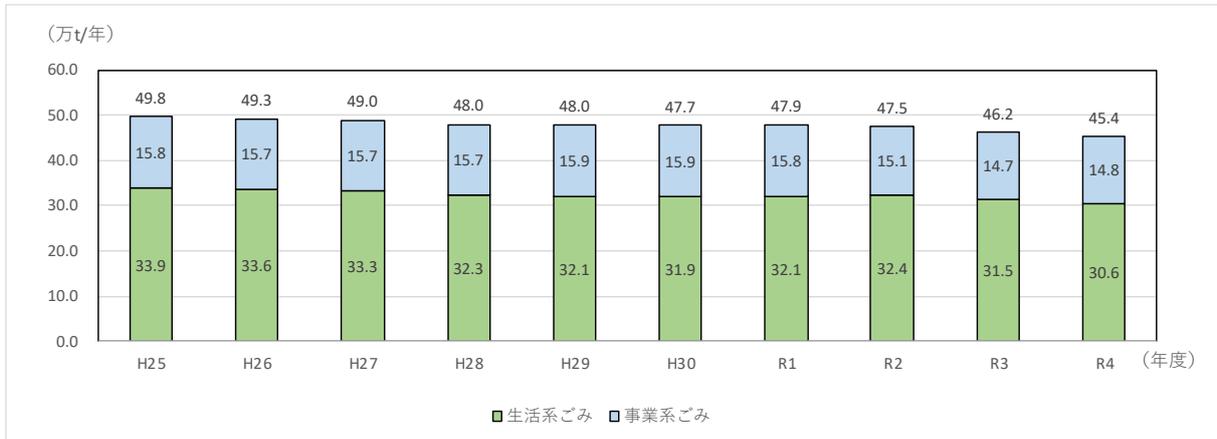


(備考) 1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量÷総人口÷365日（または366日）

図 2-1-1-10 1人1日当たりごみ排出量の推移（長崎県）

(3) 生活系ごみと事業系ごみの推移

ごみの総排出量のうち、生活系ごみと事業系ごみの排出割合を見ると、令和4年度は生活系ごみが30.6万トン（約67%）、事業系ごみが14.8万トン（約33%）となっています。

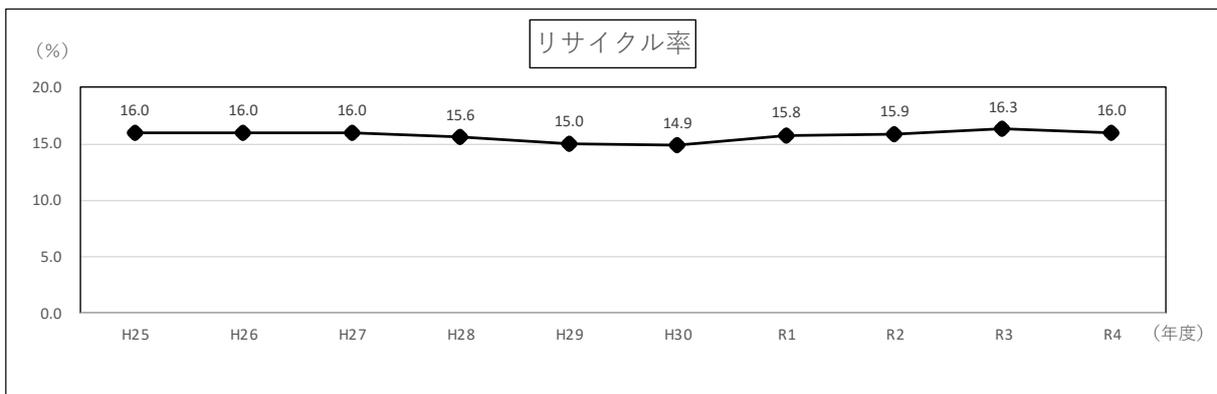


(備考) 集団回収量は生活系ごみに含む

図 2-1-1-11 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移（長崎県）

2) 資源化の状況

長崎県全体のリサイクル率は、減少傾向から近年は増加傾向で推移しており、令和4年度は16.0%（前年度比1.8%減）となっています。



(備考)  $\text{リサイクル率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$

図 2-1-1-12 リサイクル率の推移（長崎県）

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 第2節 佐々町におけるごみ処理の現状

#### 1. ごみ処理体制

##### 1) 管理・運営体制

ごみ処理に関する管理・運営体制は、次のとおりです。

収集・運搬は、生活系ごみについては本町が主体で、委託により実施しています。一方、事業系ごみについては排出者が直接、中間処理施設に持ち込むか、本町が許可した収集運搬業者に依頼することとなっています。

中間処理及び最終処分は、本町が主体となって実施しています。

表 2-1-2-1 ごみ処理に関する管理・運営体制 (令和5年度現在)

| 区分    | 種類    |      | 実施主体              | 運営形態     |
|-------|-------|------|-------------------|----------|
| 収集・運搬 | 生活系ごみ | 可燃ごみ | 佐々町               | 委託       |
|       |       | 不燃ごみ |                   |          |
| 粗大ごみ  |       |      |                   |          |
| 資源ごみ  |       |      |                   |          |
|       | 事業系ごみ |      | 排出者（直接搬入、または許可業者） | —        |
| 中間処理  | 可燃ごみ  |      | 佐々町               | 直営（一部委託） |
|       | 不燃ごみ  |      |                   |          |
|       | 粗大ごみ  |      |                   |          |
|       | 資源ごみ  |      |                   |          |
| 最終処分  |       |      | 佐々町               | 委託       |

##### 2) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬及び分別区分は、次の体制で実施しています。

表 2-1-2-2 ごみの収集・運搬体制 (令和5年度現在)

| ごみの種類 |      | 収集形態                        | 収集方法                            | 収集回数 |
|-------|------|-----------------------------|---------------------------------|------|
| 生活系ごみ | 可燃ごみ | 委託<br>直接搬入                  | ステーション方式<br>※多量排出時は<br>ステーション不可 | 週3回  |
|       | 不燃ごみ |                             |                                 | 月2回  |
|       | 粗大ごみ |                             |                                 | 月2回  |
|       | 資源ごみ |                             |                                 | 月2回  |
| 事業系ごみ |      | 排出者が自ら直接搬入、または許可業者へ収集・運搬を依頼 |                                 |      |

※引越し・片付け等の際に生じるごみは、排出者が直接搬入するか町の許可業者へ収集・運搬を依頼する。

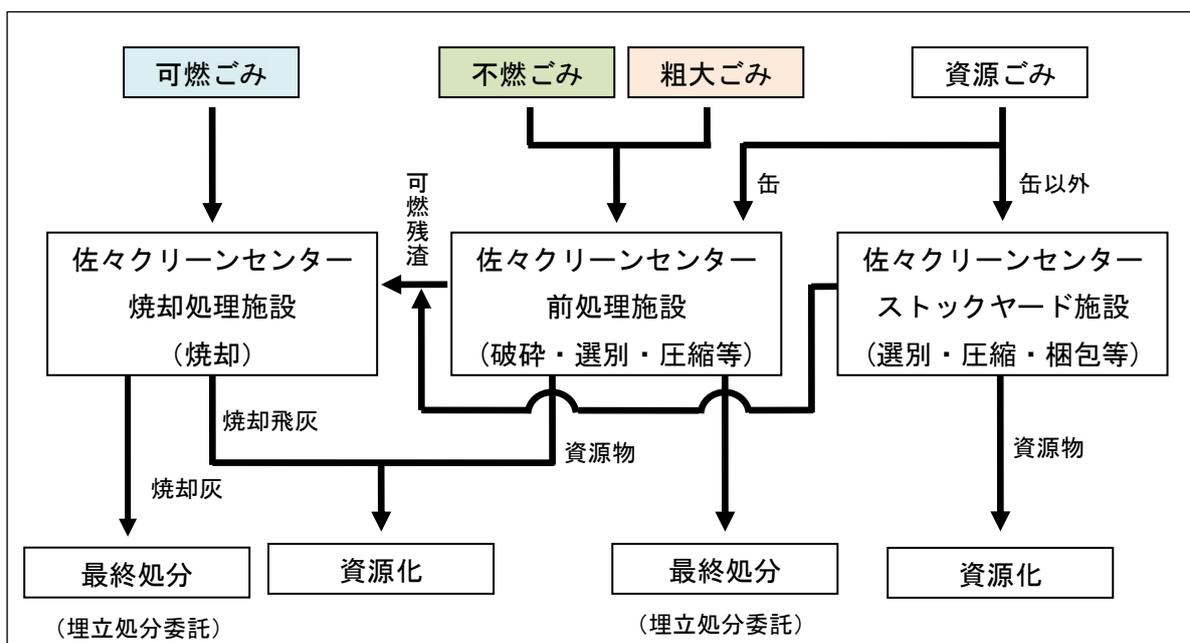
表 2-1-2-3 ごみの分別区分 (令和5年度現在)

| 分別区分 |                  | 排出容器等   |
|------|------------------|---------|
| 可燃ごみ |                  | 指定袋（水色） |
| 不燃ごみ | 金属類              | 指定袋（緑色） |
|      | ガラス類             | 指定袋（桃色） |
|      | 危険物類             | 指定袋（黄色） |
| 粗大ごみ |                  | ステッカー   |
| 資源ごみ | アルミ缶・スチール缶       | 指定袋（白色） |
|      | 飲料・食料・化粧品用ガラスびん  |         |
|      | ペットボトル           |         |
|      | 白色トレイ・その他のプラスチック |         |
|      | ダンボール            |         |
|      | 新聞・チラシ           |         |
|      | その他の紙・紙パック       |         |

3) ごみ処理・処分体制

現在のごみ処理・処分体制は、次のとおりです。

- (1) 可燃ごみは、本町が管理・運営する佐々クリーンセンター焼却処理施設で直接焼却処理しています。
- (2) 不燃ごみ、粗大ごみについては、前処理施設で破碎・選別し、選別された鉄とアルミは圧縮処理し、有価物として売却し、破碎後の可燃性残渣は、可燃ごみと一緒に焼却処理をしています。
- (3) 資源ごみは、ストックヤードで選別・圧縮・梱包等の中間処理または一時保管を行い、資源化業者に有価物として売却または再生処理委託をしています。



(令和5年度現在)

図 2-1-2-4 ごみ処理・処分体制

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 4) ごみ処理施設の状況

佐々クリーンセンターの運営・管理は、建設時から平成21年度までは佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合で行っていましたが、組合構成町の佐世保市合併とそれに伴う組合組織の解散により、平成22年度からは本町単独での運営となっています。

また、最終処分場は平成19年度で埋立を終了し、平成23年10月に廃止しています。

なお、ごみ処理施設設備の老朽化対策として、令和7年3月竣工、令和7年4月の全面供用開始に向け、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、基幹的設備改良工事を進めています。

佐々クリーンセンターの概要を次に示します。

表 2-1-2-5 ごみ処理施設の概要

|            |                                  |                      |
|------------|----------------------------------|----------------------|
| 施設名        | 佐々クリーンセンター                       |                      |
| 施設所管       | 佐々町（平成21年度までは佐世保広域圏北部塵芥処理一部事務組合） |                      |
| 所在地        | 佐々町小浦免1163-20                    |                      |
| 焼却処理施設     | 建設年度                             | 着工：平成5年7月、竣工：平成8年3月  |
|            | 基幹的設備改良                          | 着工：令和4年12月、竣工：令和7年3月 |
|            | 処理方式                             | 機械化バッチ燃焼方式（ストーカ式）    |
|            | 処理能力                             | 18t／8h×2炉（36t／日）     |
| 前処理施設      | 建設年度                             | 着工：平成5年7月、竣工：平成8年3月  |
|            | 処理方式                             | 破碎・選別・圧縮等            |
|            | 処理能力                             | 8t／5h                |
| 資源物ストックヤード | 建設年度                             | 平成12年度               |
|            | 処理方式                             | 選別・圧縮・梱包等            |
|            | 処理能力                             | 600kg／h（プラスチック減容機）   |
|            | 貯留容量                             | 309m <sup>3</sup>    |

2. 排出抑制・再資源化への取り組み状況

本町では現在、ごみの排出抑制と再資源化の推進に向けて、主に次のような取り組みを行っています。

表 2-1-2-6 排出抑制・再資源化への取り組み (令和5年度現在)

| 取り組み                       | 内容   |             |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
|----------------------------|--|-------------|------------------------|------------------------|--|------|--|------|------------------------|------|-----|------|----------|------|------|----------|------|------|------------------------|------|-------|-----------|--|------|------|------------------------|--|--|----|---------|-------------|------|-----|--------|--------|-----|--------|
| 排出抑制・再資源化                  | <p>ごみ処理の有料制度</p> <p>○指定ごみ袋・ステッカーによる有料収集</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ごみの種類</th> <th colspan="2">料金体系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">可燃ごみ</td> <td>水色の袋</td> <td>大(1枚) 45円<br/>小(1枚) 30円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">不燃ごみ</td> <td>金属類</td> <td>緑色の袋</td> <td>(1枚) 50円</td> </tr> <tr> <td>ガラス類</td> <td>桃色の袋</td> <td>(1枚) 50円</td> </tr> <tr> <td>危険物類</td> <td>黄色の袋</td> <td>大(1枚) 50円<br/>小(1枚) 30円</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>ステッカー</td> <td colspan="2">(1枚) 300円</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ</td> <td>白色の袋</td> <td>大(1枚) 30円<br/>小(1枚) 20円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(令和5年度現在)</p> <p>○直接搬入ごみの持ち込み料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>10kg まで</th> <th>10kg 超えるごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>40円</td> <td>40円アップ</td> </tr> <tr> <td>事業所・商店</td> <td>80円</td> <td>80円アップ</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(令和5年度現在)</p> | ごみの種類       |                        | 料金体系                   |  | 可燃ごみ |  | 水色の袋 | 大(1枚) 45円<br>小(1枚) 30円 | 不燃ごみ | 金属類 | 緑色の袋 | (1枚) 50円 | ガラス類 | 桃色の袋 | (1枚) 50円 | 危険物類 | 黄色の袋 | 大(1枚) 50円<br>小(1枚) 30円 | 粗大ごみ | ステッカー | (1枚) 300円 |  | 資源ごみ | 白色の袋 | 大(1枚) 30円<br>小(1枚) 20円 |  |  | 区分 | 10kg まで | 10kg 超えるごとに | 一般家庭 | 40円 | 40円アップ | 事業所・商店 | 80円 | 80円アップ |
|                            | ごみの種類  |             | 料金体系                   |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
|                            | 可燃ごみ   |             | 水色の袋                   | 大(1枚) 45円<br>小(1枚) 30円 |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
|                            | 不燃ごみ   | 金属類         | 緑色の袋                   | (1枚) 50円               |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
|                            |  | ガラス類        | 桃色の袋                   | (1枚) 50円               |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
|                            |  | 危険物類        | 黄色の袋                   | 大(1枚) 50円<br>小(1枚) 30円 |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
|                            | 粗大ごみ   | ステッカー       | (1枚) 300円              |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
|                            | 資源ごみ   | 白色の袋        | 大(1枚) 30円<br>小(1枚) 20円 |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
| 区分                         | 10kg まで  | 10kg 超えるごとに |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
| 一般家庭                       | 40円  | 40円アップ      |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
| 事業所・商店                     | 80円  | 80円アップ      |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
| 有料化                        | 有料指定ごみ袋によるごみ処理有料制度の継続と見直しを検討。  |             |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
| 環境教育、普及啓発、助成               | ごみ問題や再資源化に関する情報の発信及び環境教育や教材の提供。  |             |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
| マイバッグ運動・レジ袋対策              | 本町の商工会等と協力し、マイバッグ運動を推進する。  |             |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
| ごみ分別の推進                    | 資源ごみの分別収集に関して、調査・研究を行い分別項目の拡大を検討する。  |             |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
| 再生利用品の需要拡大事業               | 行政における再生利用の利用を率先して行うとともに、住民、事業者に対してグリーン購入、再生品の拡大を図る。   |             |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
| 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発 | 廃家電、使用済み小型家電のリサイクルはリサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう普及啓発を行う。   |             |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |
| 不法投棄対策                     | ホームページ広報紙を通じた啓発活動と定期的なパトロールを引き続き実施していく。  |             |                        |                        |  |      |  |      |                        |      |     |      |          |      |      |          |      |      |                        |      |       |           |  |      |      |                        |  |  |    |         |             |      |     |        |        |     |        |

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 3. ごみ処理の状況

ここでは「ごみ排出量」、「資源化」、「最終処分」など、ごみ処理・処分に係る指標を用いて、本町におけるごみ処理の状況について整理します。

#### 1) ごみの排出状況

##### (1) ごみ排出量の推移

- ① ごみ総排出量は、減少傾向で推移しており、令和5年度は4,717トンとなっています。
- ② 1人1日当たりのごみ排出量は減少傾向で推移し、令和5年度は929グラムとなっており、令和4年度の全国の値を大幅に上回っている状況です。
- ③ ごみの総排出量のうち、生活系ごみと事業系ごみの排出割合を見ると、令和5年度は生活系ごみが2,933トン（約62%）、事業系ごみが1,784トン（約38%）となっています。また、事業系ごみについては、増加傾向で推移しています。

表 2-1-2-7 ごみ排出量の推移

| 区分           |       | 単位    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     |
|--------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総排出量         | 計画収集量 | t/年   | 2,207  | 2,181  | 2,167  | 2,146  | 2,102  |
|              | 直接搬入量 | t/年   | 2,837  | 2,880  | 2,746  | 2,621  | 2,593  |
|              | 集団回収量 | t/年   | 88     | 31     | 22     | 24     | 22     |
|              | 合計    | t/年   | 5,132  | 5,092  | 4,935  | 4,791  | 4,717  |
|              | 生活系ごみ | t/年   | 3,119  | 3,181  | 3,083  | 3,035  | 2,933  |
|              | 事業系ごみ | t/年   | 2,013  | 1,911  | 1,852  | 1,756  | 1,784  |
| 人口           |       | 人     | 14,017 | 14,000 | 13,965 | 14,047 | 13,866 |
| 1人1日当たりごみ排出量 |       | g/人・日 | 1,000  | 996    | 968    | 934    | 929    |

(備考) 1 集団回収量は生活系ごみに含む。

$$2 \text{ 1人1日当たりごみ量排出量(g/人・日)} = \text{ごみ総排出量(t/年)} \div 365 \text{日} (366 \text{日}) \div \text{人口} \times 10^6$$

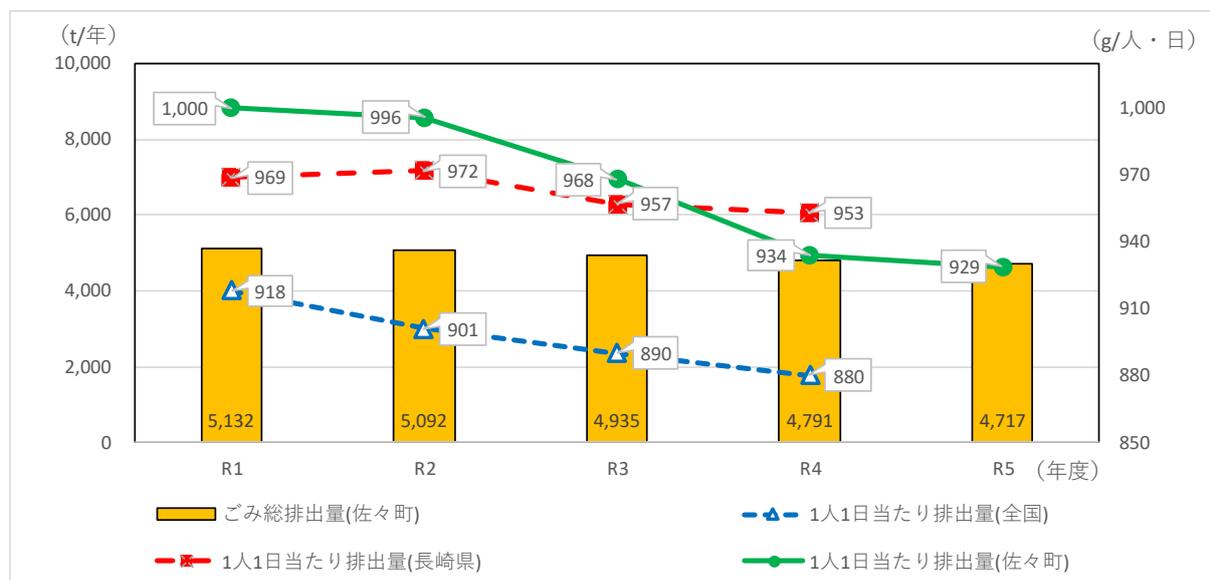
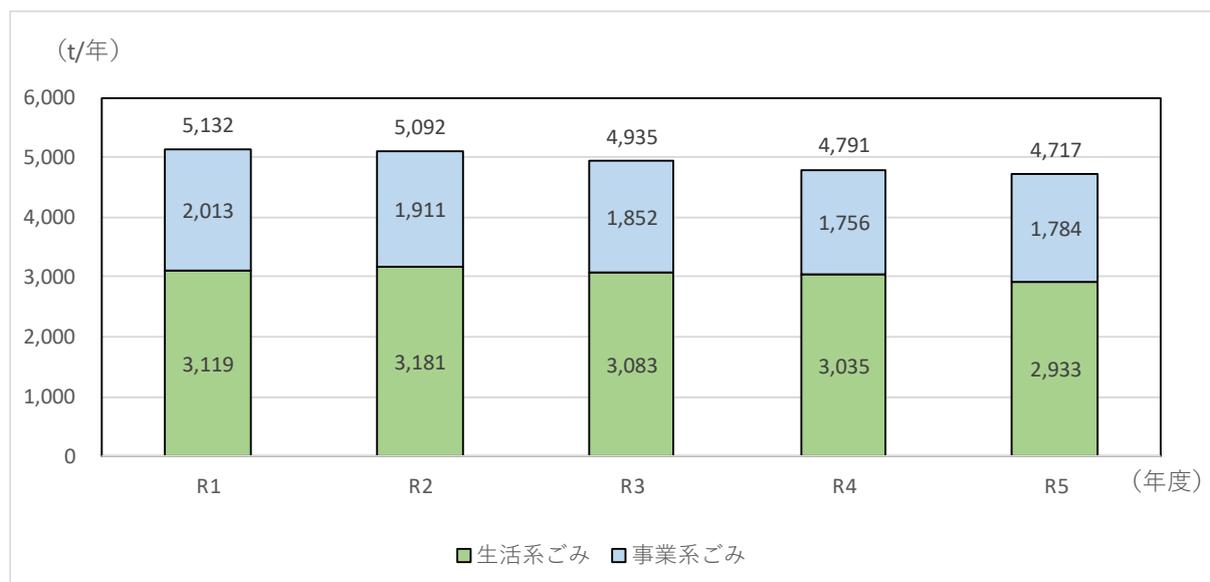


図 2-1-2-8 ごみ排出量の推移



(備考) 集団回収量は生活系ごみに含む

図 2-1-2-9 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

## 第2部 ごみ処理基本計画

### (2) ごみの種類別排出量

ごみ種別に見ると、令和5年度において可燃ごみが全体の約88%を占めています。ごみの減量をするためには、可燃ごみを削減することが重要であると考えられます。

表 2-1-2-10 ごみの種類別排出量の推移

| 区分   |          | 単位  | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|------|----------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活系  | 可燃ごみ     | t/年 | 2,580 | 2,652 | 2,570 | 2,550 | 2,512 |
|      | 不燃ごみ     | t/年 | 35    | 42    | 40    | 39    | 38    |
|      | 粗大ごみ     | t/年 | 175   | 218   | 183   | 149   | 146   |
|      | 資源ごみ     | t/年 | 241   | 238   | 268   | 273   | 270   |
|      | 生活系ごみ 合計 | t/年 | 3,031 | 3,150 | 3,061 | 3,011 | 2,966 |
| 事業系  | 可燃ごみ     | t/年 | 1,935 | 1,807 | 1,753 | 1,679 | 1,674 |
|      | 不燃ごみ     | t/年 | 0     | 3     | 2     | 4     | 4     |
|      | 粗大ごみ     | t/年 | 75    | 97    | 92    | 71    | 71    |
|      | 資源ごみ     | t/年 | 3     | 4     | 5     | 2     | 4     |
|      | 事業系ごみ 合計 | t/年 | 2,013 | 1,911 | 1,852 | 1,756 | 1,753 |
| 集団回収 |          | t/年 | 88    | 31    | 22    | 24    | 24    |
| 総排出量 | 可燃ごみ     | t/年 | 4,515 | 4,459 | 4,323 | 4,229 | 4,186 |
|      | 不燃ごみ     | t/年 | 35    | 45    | 42    | 43    | 42    |
|      | 粗大ごみ     | t/年 | 250   | 315   | 275   | 220   | 217   |
|      | 資源ごみ     | t/年 | 244   | 242   | 273   | 275   | 274   |
|      | 集団回収     | t/年 | 88    | 31    | 22    | 24    | 24    |
|      | 合計       | t/年 | 5,132 | 5,092 | 4,935 | 4,791 | 4,743 |

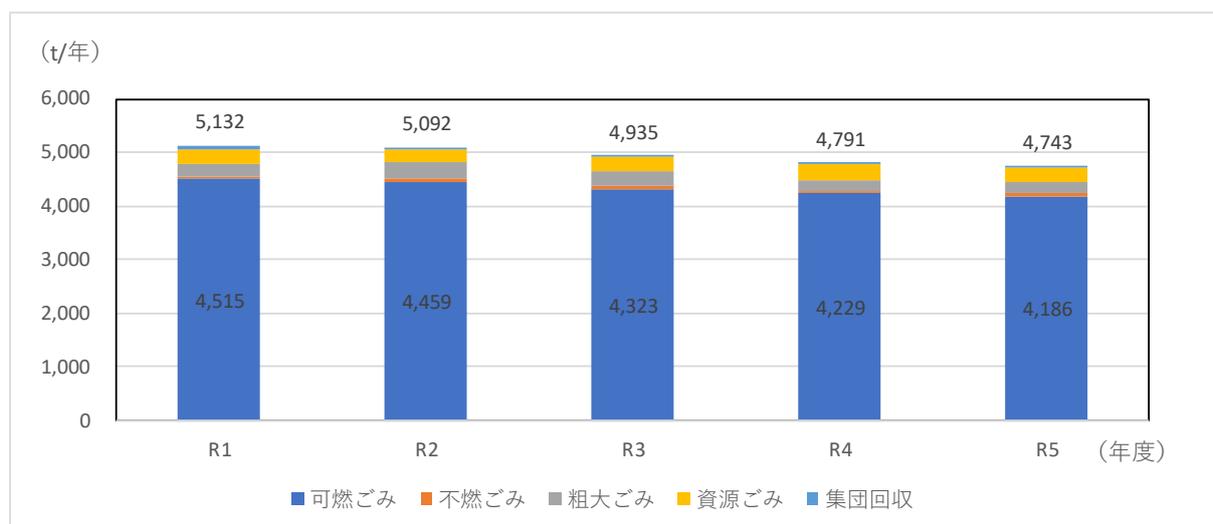


図 2-1-2-11 ごみの種類別排出量の推移

2) 中間処理の状況

(1) 処理量の推移

佐々クリーンセンターに搬入され、焼却、破碎・選別、資源化等の中間処理を行った量は、次のとおりです。令和5年度は可燃ごみの焼却量が4,347トン、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの資源化等の処理量が284トン、合計4,631トンの処理量となっています。

表 2-1-2-12 ごみの中間処理量の推移

| 区分            |     | 単位         | R1  | R2    | R3    | R4    | R5    |       |
|---------------|-----|------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中間<br>処理<br>量 | 焼却量 | 直接焼却量      | t/年 | 4,515 | 4,459 | 4,323 | 4,229 | 4,131 |
|               |     | 処理残渣の焼却量   | t/年 | 79    | 133   | 170   | 128   | 216   |
|               |     | 焼却量 合計     | t/年 | 4,594 | 4,592 | 4,493 | 4,357 | 4,347 |
|               |     | 資源化等の中間処理量 | t/年 | 244   | 242   | 273   | 275   | 284   |
|               |     | 処理量 合計     | t/年 | 4,838 | 4,834 | 4,766 | 4,632 | 4,631 |

(備考) 1 処理残渣の焼却量とは、破碎選別後の焼却対象可燃分のことで、処理合計には含めていない。

2 処理合計=直接焼却量+資源化等の中間処理量

(2) ごみの性状

佐々クリーンセンターで焼却処理される可燃ごみの性状は、次のとおりです。

種類組成については、紙・布類は令和元年度から令和5年度にかけて増加傾向となっており、令和5年度実績では47.7%となっています。また、ビニール、合成樹脂類、ゴム、皮革類は令和元年度には19.7%であったのが、令和5年度には26.1%に上昇しています。また、木、竹、わら類についても、令和元年度では17.6%であったものが、令和5年度には9.4%に減少しています。

最も多いのが、紙・布類の割合であり、資源化が可能である紙・布類が混入している可能性があるため、分別を徹底することがごみの減量化につながると考えられます。

三成分(水分、可燃分、灰分)、低位発熱量については、増減を繰り返してはいますが、令和元年度と比較すると令和5年度はほぼ横ばいでした。

表 2-1-2-13 焼却処理される可燃ごみの性状(佐々クリーンセンター実績値)

|            |                   | 単位                | R1     | R2     | R3     | R4     | R5    |
|------------|-------------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 焼却量        | 紙・布類              | %                 | 43.0   | 43.9   | 44.1   | 53.8   | 47.7  |
|            | ビニール、合成樹脂類、ゴム、皮革類 | %                 | 19.7   | 24.0   | 26.8   | 24.6   | 26.1  |
|            | 木、竹、わら類           | %                 | 17.6   | 16.2   | 14.8   | 9.2    | 9.4   |
|            | 厨芥類               | %                 | 18.1   | 15.2   | 12.1   | 8.0    | 14.1  |
|            | 不燃物類              | %                 | 0.5    | 0.0    | 0.9    | 1.7    | 0.6   |
|            | その他               | %                 | 1.1    | 0.7    | 1.4    | 2.6    | 2.1   |
| 三成分        | 水分                | %                 | 43.3   | 44.7   | 37.4   | 41.7   | 46.2  |
|            | 可燃分               | %                 | 52.8   | 51.4   | 56.9   | 52.9   | 49.2  |
|            | 灰分                | %                 | 3.9    | 3.9    | 5.7    | 5.5    | 4.6   |
| 低位発熱量(実測値) |                   | KJ/kg             | 10,122 | 10,731 | 12,537 | 10,899 | 9,996 |
| 単位容積重量     |                   | kg/m <sup>3</sup> | 172.5  | 152.5  | 112.8  | 116.5  | 124.0 |

(備考) 各年度平均値。

## 第2部 ごみ処理基本計画

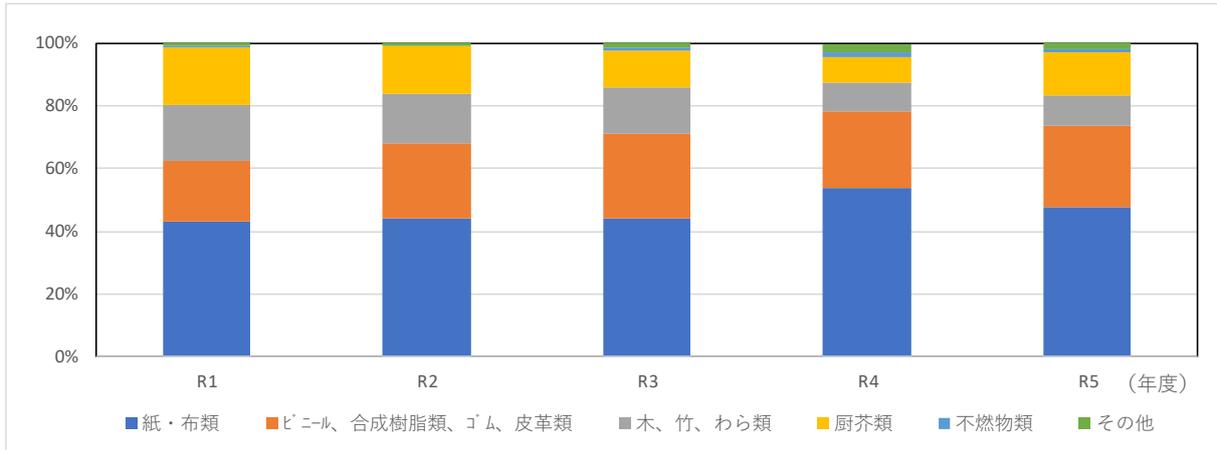


図 2-1-2-14 焼却処理される可燃ごみの性状 (その1)

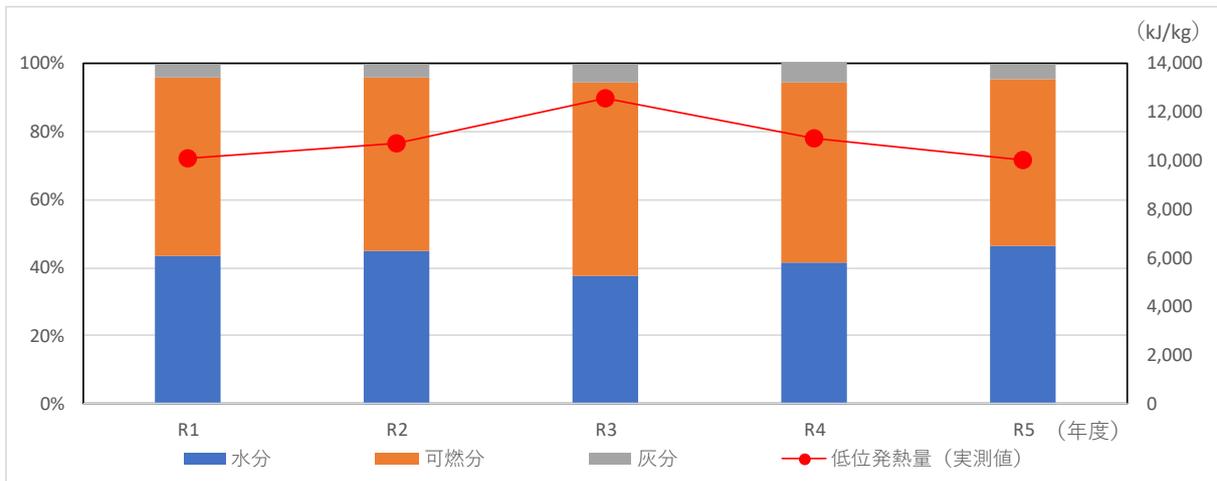


図 2-1-2-15 焼却処理される可燃ごみの性状 (その2)

3) 資源化の状況

資源化量（合計）及びリサイクル率は、いずれも減少傾向で推移しており、令和5年度は資源化量が797トン（前年度比4.3%増）で、16.9%のリサイクル率（前年度比1.0%増）となっています。なお、分別収集の対象品目別に見ると、紙類が最も多く、次いで、ガラスびん類、缶類、プラスチック類、ペットボトルの順となっていますが、各品目とも近年は減少傾向が見られます。

表 2-1-2-16 資源化量（品目別）の推移

| 区分                       |                         | 単位  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|--------------------------|-------------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 中間<br>処理<br>後<br>資源<br>化 | 紙類                      | t/年 | 115  | 116  | 108  | 100  | 92   |
|                          | 金属類（缶類+破碎後回収の鉄・アルミ）     | t/年 | 100  | 119  | 95   | 96   | 86   |
|                          | ガラスびん類                  | t/年 | 80   | 76   | 64   | 64   | 69   |
|                          | ペットボトル                  | t/年 | 33   | 34   | 37   | 38   | 38   |
|                          | プラスチック類                 | t/年 | 29   | 34   | 31   | 34   | 33   |
|                          | 焼却処理後の資源物               | t/年 | 361  | 263  | 316  | 376  | 427  |
|                          | その他（廃蛍光管・廃電池・被覆線・処理困難物） | t/年 | 29   | 42   | 36   | 32   | 30   |
|                          | 合計                      | t/年 | 747  | 684  | 687  | 740  | 775  |
| 集団<br>回収                 | 紙類                      | t/年 | 79   | 26   | 19   | 21   | 18   |
|                          | 金属類                     | t/年 | 4    | 3    | 2    | 2    | 2    |
|                          | ガラス類                    | t/年 | 5    | 2    | 1    | 1    | 2    |
|                          | 合計                      | t/年 | 88   | 31   | 22   | 24   | 22   |
| 資源化量 合計                  |                         | t/年 | 835  | 715  | 709  | 764  | 797  |
| リサイクル率                   |                         | %   | 16.3 | 14.0 | 14.4 | 15.9 | 16.9 |

- (備考) 1 破碎選別後の回収金属は、不燃ごみ・粗大ごみ処理で回収したアルミ類、鉄類  
 2 焼却処理後の資源物は、熔融スラグ、メタル及び飛灰の山元還元量  
 3 その他は、廃蛍光管、廃電池、処理困難物（マットレス）等  
 4 リサイクル率=資源化量（合計）÷ごみ総排出量（合計）×100  
 5 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

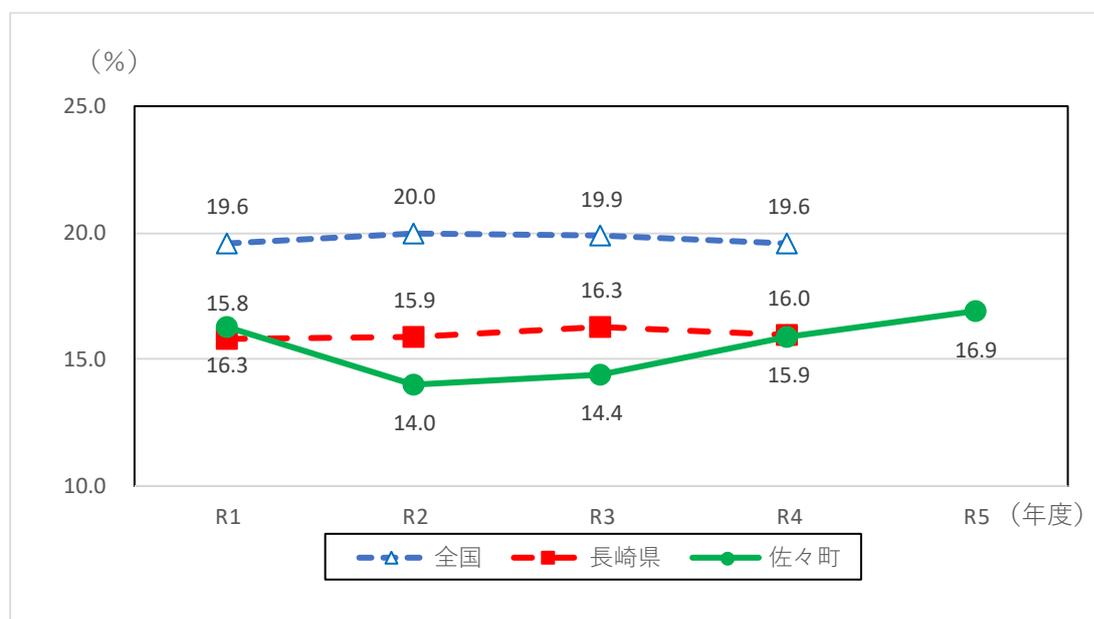


図 2-1-2-17 リサイクル率の推移

## 第2部 ごみ処理基本計画

表 2-1-2-18 1人1日当たりの資源化量（品目別）の推移

| 区分       |                         | 単位    | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|----------|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中間処理後資源化 | 紙類                      | g/人・日 | 22.5  | 22.7  | 21.2  | 19.5  | 18.1  |
|          | 金属類（缶類+破砕後回収の鉄・アルミ）     | g/人・日 | 19.5  | 23.3  | 18.6  | 18.7  | 16.9  |
|          | ガラスびん類                  | g/人・日 | 15.6  | 14.9  | 12.6  | 12.4  | 13.6  |
|          | ペットボトル                  | g/人・日 | 6.5   | 6.7   | 7.3   | 7.4   | 7.5   |
|          | プラスチック類                 | g/人・日 | 5.7   | 6.7   | 6.1   | 6.6   | 6.5   |
|          | 焼却処理後の資源物               | g/人・日 | 70.6  | 51.5  | 62.0  | 43.1  | 84.4  |
|          | その他（廃蛍光管・廃電池・被覆線・処理困難物） | g/人・日 | 5.7   | 8.2   | 7.1   | 6.2   | 5.9   |
|          | 合計                      | g/人・日 | 146.0 | 133.9 | 134.8 | 143.9 | 153.1 |
| 集団回収     | 紙類                      | g/人・日 | 15.4  | 5.1   | 3.7   | 4.1   | 3.6   |
|          | 金属類                     | g/人・日 | 0.8   | 0.6   | 0.4   | 0.4   | 0.4   |
|          | ガラス類                    | g/人・日 | 1.0   | 0.4   | 0.2   | 0.2   | 0.4   |
|          | 合計                      | g/人・日 | 20.4  | 7.2   | 5.1   | 5.5   | 5.1   |
| 資源化量 合計  |                         | g/人・日 | 163.2 | 139.9 | 139.1 | 148.6 | 157.5 |

（備考）1 1人1日当たりごみ量排出量（g/人・日）＝ごみ総排出量（t/年）÷365日（366日）÷人口×10<sup>6</sup>

2 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

### 4) 最終処分状況

最終処分の状況は、令和4年度に53トンの不燃残渣を埋立処分委託により最終処分していますが、令和5年度から灰溶融炉撤去に伴い、251トンの焼却灰を埋立処分委託をしたことにより最終処分量、最終処分率とも過去の値と比べて大きく上回っている状況です。

表 2-1-2-19 最終処分量の推移

| 区分           |      | 単位    | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|--------------|------|-------|------|------|------|------|------|
| 最終処分         | 直接埋立 | t/年   | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    |
|              | 焼却残渣 | t/年   | 0    | 0    | 0    | 0    | 251  |
|              | 不燃残渣 | t/年   | 70   | 54   | 53   | 53   | 53   |
| 最終処分量 合計     |      | t/年   | 70   | 54   | 53   | 53   | 304  |
| 1人1日当たり最終処分量 |      | g/人・日 | 13.7 | 10.6 | 10.4 | 10.3 | 60.1 |
| 最終処分場率       |      | %     | 1.4  | 1.1  | 1.1  | 1.1  | 6.4  |

（備考）1 1人1日当たり最終処分量（g/人・日）＝最終処分量（t/年）÷365日（366日）÷人口×10<sup>6</sup>

2 最終処分場率＝最終処分量（合計）÷ごみ総排出量（合計）×100

3 令和5年度灰溶融炉撤去に伴い、焼却灰外部委託により最終処分量の増

5) ごみ処理フロー

ごみの排出量や処理・処分の実績から、本町におけるごみ処理・処分の状況をフロー図に整理すると、次のとおりとなります。

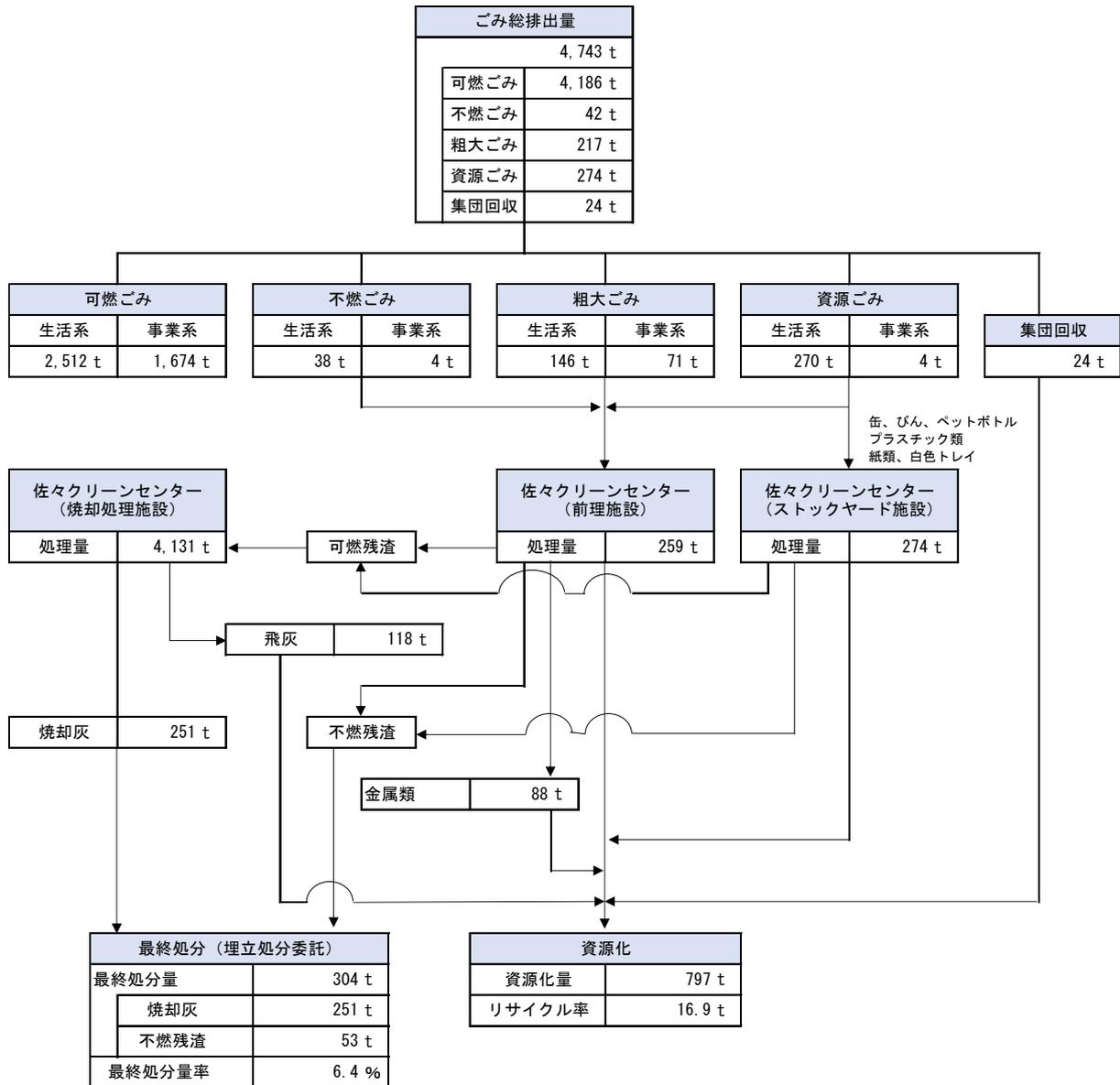


図 2-1-2-22 ごみ処理・処分フロー (令和5年度実績)

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 5. 前回計画の目標の達成状況

ここでは、現行計画（佐々町一般廃棄物処理基本計画：令和2年3月）で設定された、ごみ減量化目標に対する達成状況を、現行計画の中間目標年度である令和5年度の目標値と実績値を用いて評価します。

#### 1) 現行計画の目標

前回計画で設定されたごみ減量化目標は以下のとおりです。

|  |                 |
|--|-----------------|
| 現行計画では一律以下のとおり減量化目標を設定されていました。（令和5年度目標値） |                 |
| 【1人1日当たり排出量の目標】                          | 966.3 g/人・日     |
| 【総排出量の目標】                                | 4,920 t/年       |
| 【リサイクル率の目標】                              | 17.3%に向上させる     |
| 【最終処分の目標】                                | 現状レベルで維持する。（1%） |

（出典）佐々町 一般廃棄物処理基本計画（令和2年3月）

#### 2) 達成状況

令和5年度における目標は、1人1日当たり排出量、総排出量についてはおおむね達成できているもののリサイクル率、最終処分において、目標を達成できていない状況にあります。

表 2-1-2-24 現行計画のごみ減量化目標と実績

| 年度 \ 種別    | 1人1日当たり排出量<br>(g/人・日) | 総排出量<br>(t/日) | リサイクル率<br>(%) | 最終処分<br>(%) |
|------------|-----------------------|---------------|---------------|-------------|
| 令和5年度（目標値） | 966.3                 | 4,920         | 17.3          | 1.4         |
| 令和5年度（実績値） | 929.5                 | 4,717         | 16.9          | 6.4         |

（備考）1 令和5年度灰溶融炉撤去に伴い、焼却灰（埋立処分）外部委託により最終処分量の増

### 第3節 佐々町におけるごみ処理の課題

ごみ処理の現状から、課題を整理すると、次のとおりとなります。

#### 1. ごみ排出量に関する課題

町内で排出されるごみの総量は、令和5年度と令和元年度を比較すると減少しています。これを本町の人口1人1日当たり（g/人・日）に換算すると、全国の値を上回っている状況です。また、ごみの排出源別に見ると生活系ごみと事業系は減少傾向にあり、ごみの減量化には目標を達成できています。

このため、排出抑制に一定の効果が期待できる有料制度の改定、事業所におけるリサイクルの取り組み促進、町民・事業者・行政が一体となった減量化、啓発活動の強化などが課題となります。

#### 2. 再資源化に関する課題

本町におけるごみの資源化量及びリサイクル率は減少傾向で推移しています。近年のリサイクル率の低下は、ごみ排出量の増加に対して資源ごみ分別収集量の減少が要因のひとつと考えられることから、町民に対するごみの分別排出の徹底や啓発について取り組みを強化し、プラスチック資源循環促進法に基づく製品プラスチックの分別回収の再資源化を推進していく必要があります。

また、集団回収量の大幅な減少がみられるため、町民の集団回収への意識を向上させる必要があります。

#### 3. 最終処分に関する課題

ごみの最終処分に関しては、最終処分量、最終処分率とも全国及び長崎県の値と比べて大きく下回っており、良好な状況ではありますが、本町では現状において最終処分場を有していないため、ごみの最終処分を行う場合は民間業者への委託によることとなります。

また、令和5年度灰溶融炉撤去に伴い、焼却灰（埋立処分）外部委託により最終処分量が増加している状況です。

したがって、最終処分対象ごみをできるだけ発生させないという観点からも、最終処分量の削減とともに資源化の維持のため、焼却灰のセメント原料化等を検討し、ごみの排出抑制や再資源化の推進に取り組んでいくことが重要です。

#### 4. ごみ処理施設に関する課題

本町のごみ処理は、佐々クリーンセンターで行っていますが、施設の運営管理に関して次のような課題が生じています。

- ①焼却対象ごみ質の高カロリー化による処理能力の低下。
- ②本町が負担するごみ処理施設の運転経費、維持管理費の増加。

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 人口及びごみ排出量の将来予測

#### 1. 将来人口

本町の人口は、人口ビジョンより、令和7年度までは増加するものの、それ以降は減少することが見込まれています。

表 2-2-1-1 佐々町の将来人口

| 区分<br>項目 | 実績値    |        |        | 予測値    |        |        |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          | R1     | R3     | R5     | R6     | R11    | R16    |
| 人口（人）    | 14,017 | 13,965 | 13,866 | 13,958 | 13,890 | 13,652 |

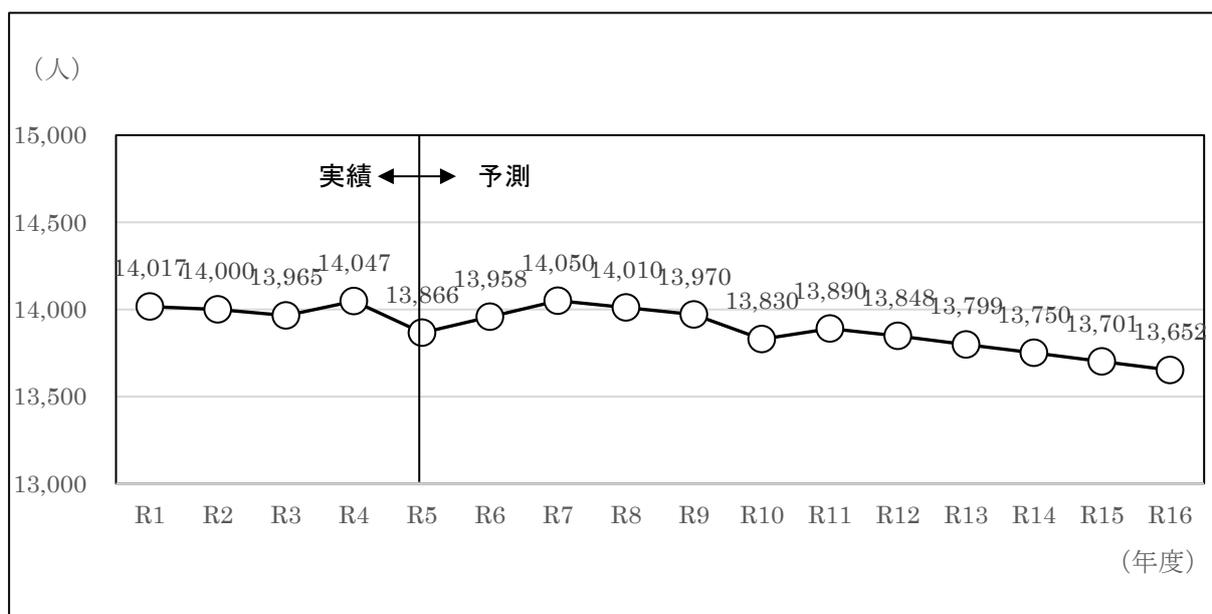


図 2-2-1-2 佐々町の将来人口

2. ごみ排出量の将来予測

近年のごみ排出量の実態から、今後のごみ排出量の予測を行うと、次のとおりとなります。年間のごみ総排出量（t/年）及び1人1日当たりの排出量（g/人・日）は、減少傾向で推移していくと見込まれます。

表 2-2-1-3 ごみ排出量の将来予測

| 項目     | 区分     | 単位    | 実績値     |        |        | 予測値    |        |        |
|--------|--------|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        |        |       | R1      | R3     | R5     | R6     | R11    | R16    |
|        |        |       | 2019    | 2021   | 2023   | 2024   | 2029   | 2034   |
| 行政人口   |        | 人     | 14,017  | 13,965 | 13,866 | 13,958 | 13,890 | 13,652 |
|        | 計画収集人口 | 人     | 14,017  | 13,965 | 13,866 | 13,958 | 13,890 | 13,652 |
|        | 自家処理人口 | 人     | 0       | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 生活系    |        | t/年   | 2,207   | 2,167  | 2,102  | 2,123  | 2,053  | 1,968  |
| 収集ごみ   |        | t/日   | 6.03    | 5.94   | 5.74   | 5.82   | 5.62   | 5.39   |
| 生活系    |        | t/年   | 824     | 894    | 809    | 813    | 784    | 749    |
| 直接搬入ごみ |        | t/日   | 2.25    | 2.45   | 2.21   | 2.23   | 2.15   | 2.05   |
| 事業系ごみ  |        | t/年   | 2,013   | 1,852  | 1,784  | 1,877  | 1,848  | 1,818  |
|        |        | t/日   | 5.50    | 5.07   | 4.87   | 5.14   | 5.06   | 4.98   |
| 集団回収   |        | t/年   | 88      | 22     | 22     | 91     | 91     | 89     |
|        |        | t/日   | 17.15   | 4.32   | 4.34   | 17.86  | 17.95  | 17.86  |
| 総排出量   |        | t/年   | 5,132   | 4,935  | 4,717  | 4,904  | 4,776  | 4,624  |
|        |        | t/日   | 14.02   | 13.52  | 12.89  | 13.44  | 13.08  | 12.67  |
|        |        | g/人・日 | 1,000.3 | 968.2  | 929.5  | 962.6  | 942.0  | 928.0  |

（備考）四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

## 第2部 ごみ処理基本計画

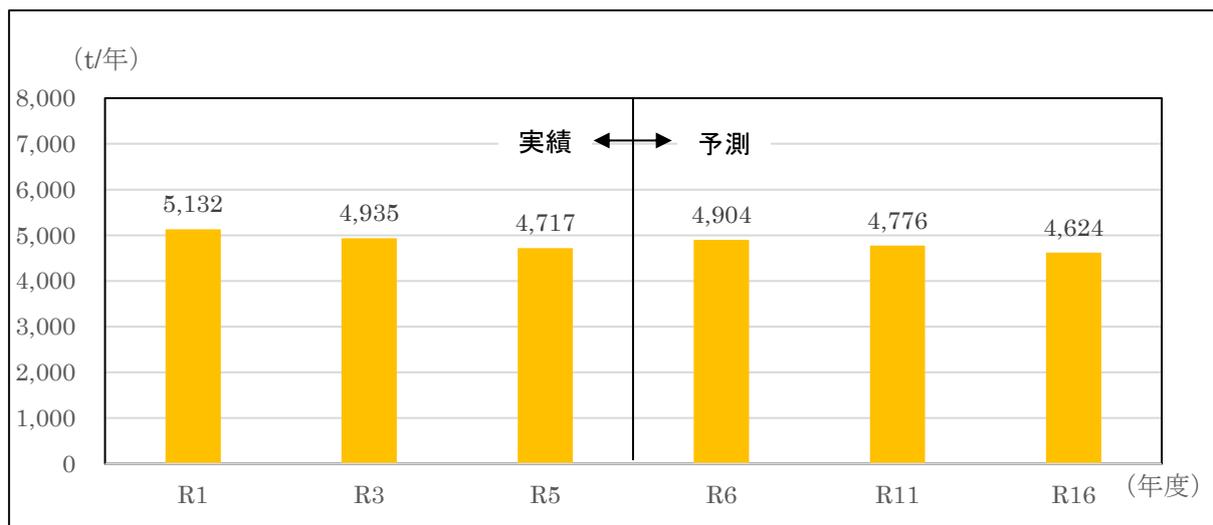


図 2-2-1-4 ごみ排出量の将来予測 (年間量)

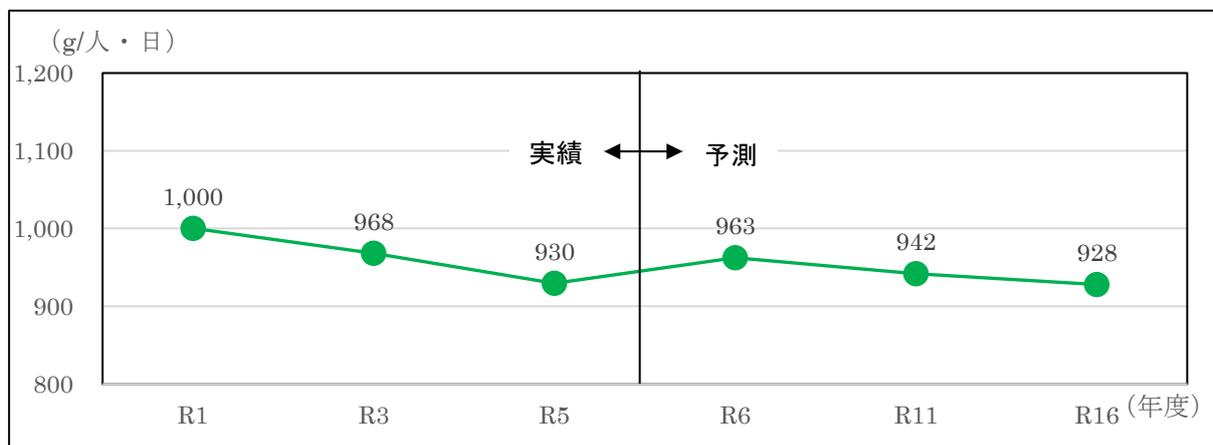


図 2-2-1-5 ごみ排出量の将来予測 (1人1日当たり)

## 第2節 ごみ排出抑制・再資源化等の数値目標

本計画におけるごみ排出抑制・再資源化等の数値目標を、以下のように設定します。

### 1. ごみ排出抑制の目標

ごみ排出量については、令和16年度の1人1日当たり排出量を、令和5年度比で約4%削減することを目標とします。

#### ごみ排出抑制の目標（令和16年度目標値）

○令和16年度の1人1日当たり排出量を令和5年度に比べて約4%削減する。

（1人1日当たり排出量：令和5年度 929.5g/人・日 → 令和16年度 894.0g/人・日）

| 区 分                     | 令和5年度<br>(実績)        |   | 令和16年度<br>(目標値)     |
|-------------------------|----------------------|---|---------------------|
| 人口                      | 13,886 人             | → | 13,652 人            |
| 1人1日当たり排出量<br>〈対令和5年度比〉 | 929.5g/人・日<br>〈100%〉 | → | 894.0g/人・日<br>〈96%〉 |
| 総排出量<br>〈対令和5年度比〉       | 4,717t/年<br>〈100%〉   | → | 4,455t/年<br>〈94%〉   |

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 2. 再資源化の目標

資源化の推進に向けて、今後はごみ分別をさらに徹底し、品目別の1人1日当たり資源化量を、それぞれ過去5年間の実績の最大値レベルまで向上させていき、これに処理施設での資源化量を加えて、令和16年度にはリサイクル率を11.4%以上に向上させることを目標とします。

#### 再資源化の目標（令和16年度目標値）

○令和16年度のリサイクル率を11.4%以上に向上させる。

（リサイクル率：令和4年度16.9%（10.3%溶融スラグ除く）→令和16年度11.4%以上）

| 区 分                         |                         | 令和5年度<br>(実績)         |   | 令和16年度<br>(目標値)       |
|-----------------------------|-------------------------|-----------------------|---|-----------------------|
| 資<br>源<br>化<br>施<br>設<br>*1 | 紙類                      | 18.1 g/人・日            | → | 28.1 g/人・日*           |
|                             | 金属類（缶類+破碎後回収の鉄・アルミ）     | 16.9 g/人・日            | → | 20.1 g/人・日            |
|                             | ガラスびん類                  | 13.6 g/人・日            | → | 19.1 g/人・日            |
|                             | ペットボトル                  | 7.5 g/人・日             | → | 7.5 g/人・日             |
|                             | プラスチック類                 | 6.5 g/人・日             | → | 7.0 g/人・日             |
|                             | その他（廃蛍光管・廃電池・被覆線・処理困難物） | 5.9 g/人・日             | → | 5.9 g/人・日             |
|                             | 小計                      | 68.5 g/人・日<br>348 t/年 | → | 87.7 g/人・日<br>436 t/年 |
| 集<br>団<br>回<br>収<br>*2      | 紙類                      | 3.6 g/人・日             | → | 3.5 g/人・日             |
|                             | 金属類                     | 0.4 g/人・日             | → | 0.4 g/人・日             |
|                             | ガラス類                    | 0.4 g/人・日             | → | 0.4 g/人・日             |
|                             | 小計                      | 4.4 g/人・日<br>22 t/年   | → | 4.3 g/人・日<br>21 t/年   |
| 焼却処理後の資源物*3<br>(溶融スラグの資源化量) |                         | 427 t/年<br>(309 t/年)  | → | 53 t/年<br>(0 t/年)     |
| 総資源化量 合計                    |                         | 797 t/年               | → | 510 t/年               |
| (溶融スラグ除く総資源化量)              |                         | (488 t/年)             | → | (510 t/年)             |
| リサイクル率                      |                         | 16.9 %                |   | 11.4 %                |
| (溶融スラグ除くりサイクル率)             |                         | 10.3 %                |   | 11.4 %                |

（備考）\*1：現行計画の目標値を参考にして設定した。ただし、令和5年度時点で現行計画の目標値を上回っているものは令和5年度の実績を維持することを目標とした。

\*2：令和5年度の実績を維持することを目標とした。

\*3：焼却処理後の資源物は、以下の通り設定した。

・令和6年度以降：飛灰の焼成による資源化（金属は見込まない）

### 3. 最終処分目標

最終処分については、ごみ排出抑制と再資源化を推進することにより、最終処分率を現状レベルで維持することを目標とします。

#### 最終処分の目標（令和16年度目標値）

○最終処分率を現状レベルで維持する。

（最終処分率：令和5年度6.4%→令和16年度6.4%）

| 区 分      | 令和5年度<br>（実績） |   | 令和16年度<br>（目標値） |
|----------|---------------|---|-----------------|
| 直接埋立     | 0 t/年         | → | 0 t/年           |
| 焼却残渣     | 251 t/年       | → | 251 t/年         |
| 不燃残渣     | 53 t/年        | → | 53 t/年          |
| 最終処分量 合計 | 304 t/年       | → | 304 t/年         |
| 最終処分率    | 6.4 %         | → | 6.4 %           |

### 4. 数値目標のまとめ

令和16年度におけるごみ排出抑制・再資源化等の目標値を以下のように設定します。

- 排出抑制の目標：1人1日当たり排出量を令和5年度に比べて約4%削減する。
- 再資源化の目標：リサイクル率を11.4%以上に向上させる。
- 最終処分の目標：最終処分率を現状レベルで維持する。

表2-2-2-1 ごみ排出抑制・再資源化等の数値目標

| 指 標                     | 令和5年度<br>（実績）         | 令和16年度<br>（目標値）     |
|-------------------------|-----------------------|---------------------|
| 1人1日当たり排出量<br>〈対令和5年度比〉 | 929.5 g/人・日<br>〈100%〉 | 894.0g/人・日<br>〈96%〉 |
| 総排出量<br>〈対令和5年度比〉       | 4,717 トン<br>〈100%〉    | 4,455 トン<br>〈94%〉   |
| 資源化量<br>（リサイクル率*1）      | 488 トン<br>（10.3%）     | 510 トン<br>（11.4%）   |
| 最終処分量<br>（最終処分率*1）      | 304 トン<br>（6.4%）      | 304 トン<br>（6.4%）    |

（備考）\*1：総排出量に対する割合

## 第2部 ごみ処理基本計画

---

### 第3節 ごみ処理基本計画

#### 1. ごみ処理の基本方針

第7次佐々町総合計画の「自然・環境」を守り続けるまちを基本目標とし、佐々町におけるごみの減量化・資源化を進め、環境負荷の少ないスタイルを確立することに向けての基本方針を、次のように定めることとします。

### ごみ処理の基本方針

#### 基本方針1 循環型のまちづくりの推進

---

町民・事業者・行政が連携し、町全体でごみ問題解決に向けての取り組みを行うことによって、循環型のまちづくりを推進していきます。

#### 基本方針2 ごみの排出抑制の推進

---

ごみ問題を解決するためには、出口対策（分別、リサイクル等）に加えて入口対策（排出抑制）が重要であることから、本町では2R（リデュース・リユース）を重視したごみ減量行動などに積極的に取り組み、ごみの排出抑制を進めていきます。

#### 基本方針3 再資源化の推進

---

家庭や事業所で不要になったもののうち、再資源化が可能なものについては積極的に分別回収やリサイクルを行い、処理しなければならないごみの量を減らします。

#### 基本方針4 廃棄物の適正処理

---

ごみの排出抑制・再資源化の推進により、処理・処分しなければならないごみの量を減らしたのち、残ったごみについて適正な処理・処分を行います。

#### 基本方針5 持続可能で安定的・経済的な廃棄物処理の実施

---

ごみ処理施設に対しては、安定処理の確保と長期使用を視野に入れて、適切なメンテナンスに努めるとともに、コスト削減に向けて運営管理方法等の見直しを検討していきます。

#### 基本方針6 事後評価と継続的改善

---

ごみ減量化等目標値の達成状況が「循環型社会」の達成度の目安となります。今後は目標値の達成状況をチェックしながら、政策評価と継続的なシステム改善を行っていきます。

## 2. ごみの処理主体

ごみの処理主体については、引き続き、現在の体制を継続していくものとしますが、状況を見ながら見直しを行います。

表 2-2-3-1 ごみの処理主体

| 区分    | 種類    |                   | 実施主体                                    | 運営形態 |
|-------|-------|-------------------|---|------|
| 収集・運搬 | 生活系ごみ | 可燃ごみ              | 佐々町                                     | 委託   |
|       |       | 不燃ごみ              |   |      |
| 粗大ごみ  |       |                   |   |      |
| 資源ごみ  |       |                   |   |      |
|       | 事業系ごみ | 排出者（直接搬入、または許可業者） | —                                       |      |
| 中間処理  | 可燃ごみ  | 佐々町               | 直営（一部委託）<br>総合的な見地からあらゆる運営形態についても検討を行う。 |      |
|       | 不燃ごみ  |                   |   |      |
|       | 粗大ごみ  |                   |   |      |
|       | 資源ごみ  |                   |   |      |
| 最終処分  |       | 佐々町               | 委託                                      |      |

## 3. 排出抑制・再資源化計画

ごみ排出量の抑制と再資源化を推進していくためには、町民・事業者・行政が同じ意識を持って、それぞれが適切な役割分担の下で取り組んでいくことが重要と考えられます。

### 各主体の役割

- 町は、町内におけるごみ排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより町民・事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとします。
- 町民は、商品購入にあたって、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用にあたっては、なるべく長期使用することに努め、自ら排出するごみ量の抑制に取り組むことが重要です。
- 事業者においては、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことから、原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみ量の抑制に努めるとともに、自ら再生利用等による減量を行うことやそれができる廃棄物処理業者へ処理を委託すること等により、廃棄物の適正な循環的利用に努めることが重要です。

## 第2部 ごみ処理基本計画

---

また、以下には本町におけるごみの排出抑制、再資源化に関する取り組みの方向性を定めます。

### 1) 排出抑制への取り組み

#### (1) ごみ処理有料制度の継続と今後の検討

○現在、本町では有料指定ごみ袋によるごみ処理有料制度を実施しているところだが、今後も本制度を継続していくとともに、ごみ排出量や周辺市町の動向を見ながら必要に応じて有料制度（料金体系）の見直しを検討します。

#### (2) 環境教育・普及啓発の充実

○ごみの排出抑制の意義や方法を町民のみなさんに理解していただくためには、環境教育や普及啓発を充実させることが重要と考えられることから、次のような取り組みを行っていきます。

- ◆町のホームページや広報紙を通じて、ごみ問題や再資源化に関する情報を発信します。
- ◆ごみ処理施設を環境教育や中核施設と位置付け、施設見学会などの要請があった場合には積極的に協力します。
- ◆町内会等の求めに応じて各種講習会や説明会を開催するとともに、小中学校への環境教育や教材の提供などに努めます。

#### (3) マイバック運動・レジ袋対策

○本町の商工所等と協力し、レジ袋配布の有料化、マイバック運動（買物袋の持参運動）等を推進します。

#### (4) ごみ分別の推進

○今後、資源ごみの分別収集に関して、調査・研究を行い、分別品目の拡大を検討します。その結果、一人当たりのごみ量を令和5年度 929.5g/人・日から令和16年度 894.0g/人・日まで削減します。

2) 再資源化への取り組み

(1) ごみの分別排出の徹底

○分別区分及び処理方法については下記のとおりです。当面は、現在の区分を継続していくものとするが、現状ではリサイクルされていない布類については、分別収集し、再生利用を進めます。また、今後の再資源化量の動向を見ながら必要に応じて区分の見直しを検討します。

表 2-2-3-2 生活系ごみの分別収集区分

| 分別区分 |                  | 排出容器等   |
|------|------------------|---------|
| 可燃ごみ |                  | 指定袋（水色） |
| 不燃ごみ | 金属類              | 指定袋（緑色） |
|      | ガラス類             | 指定袋（桃色） |
|      | 危険物類             | 指定袋（黄色） |
| 粗大ごみ |                  | ステッカー   |
| 資源ごみ | アルミ缶・スチール缶       | 指定袋（白色） |
|      | 飲料・食料・化粧品用ガラスびん  |         |
|      | ペットボトル           |         |
|      | 白色トレイ・その他のプラスチック |         |
|      | ダンボール            |         |
|      | 新聞・チラシ           |         |
|      | その他の紙・紙パック       |         |

(2) 再生利用品の需要拡大事業

○行政における再生品の利用を率先して行うとともに、町民、事業者に対してグリーン購入、再生利用について普及啓発活動を通じて再生品の使用拡大を図ります。

(3) 廃家電・使用済み小型家電のリサイクルに関する普及啓発

○廃家電・使用済み小型家電のリサイクルについては、家電リサイクル法及び小型家電のリサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行います。

## 第2部 ごみ処理基本計画

### 4. 収集・運搬計画

ごみの収集運搬については、あらゆる角度からの検討を含めてリサイクル関係法令の変更や分別区分の見直し等が行われた場合は、効率的な収集運搬方法を検討し、適宜見直しを行います。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条規定による一般廃棄物処理業の新規許可申請について、毎年度策定している「佐々町一般廃棄物処理実施計画」に基づき当面の間制限します。

ただし、今後佐々町のごみ処理状況が変化し、既存の一般廃棄物処理業許可業者による収集運搬が困難であると認められる場合は新規許可を行います。

表 2-2-3-3 ごみの収集・運搬体制

| ごみの種類 |      | 収集形態                        | 収集方法                            | 収集回数 |
|-------|------|-----------------------------|---------------------------------|------|
| 生活系ごみ | 可燃ごみ | 委託<br>直接搬入                  | ステーション方式<br>※多量排出時は<br>ステーション不可 | 週3回  |
|       | 不燃ごみ |                             |                                 | 月2回  |
|       | 粗大ごみ |                             |                                 | 月2回  |
|       | 資源ごみ |                             |                                 | 月2回  |
| 事業系ごみ |      | 排出者が自ら直接搬入、または許可業者へ収集・運搬を依頼 |                                 |      |

※引越し・片付け等の際に生じるごみは、排出者が直接搬入するか町の許可業者へ収集・運搬を依頼する。

表 2-2-3-4 収集・運搬量の見込み（目標達成時）

| 区分    |      |      | 単位  | 実績値   | 予測値   |       |       |
|-------|------|------|-----|-------|-------|-------|-------|
|       |      |      |     | 2023  | 2024  | 2029  | 2034  |
|       |      |      |     | R5    | R6    | R11   | R16   |
| 生活系   | 収集   | 可燃ごみ | t/年 | 1,861 | 1,859 | 1,801 | 1,724 |
|       |      | 不燃ごみ | t/年 | 0     | 0     | 0     | 0     |
|       |      | 粗大ごみ | t/年 | 44    | 44    | 43    | 41    |
|       |      | 資源ごみ | t/年 | 197   | 198   | 197   | 193   |
|       | 直接搬入 | 可燃ごみ | t/年 | 560   | 559   | 543   | 520   |
|       |      | 不燃ごみ | t/年 | 48    | 48    | 46    | 44    |
|       |      | 粗大ごみ | t/年 | 116   | 116   | 112   | 107   |
|       |      | 資源ごみ | t/年 | 85    | 85    | 85    | 83    |
| 事業系   | 直接搬入 | 可燃ごみ | t/年 | 1,710 | 1,700 | 1,675 | 1,650 |
|       |      | 不燃ごみ | t/年 | 1     | 1     | 1     | 1     |
|       |      | 粗大ごみ | t/年 | 71    | 70    | 69    | 68    |
|       |      | 資源ごみ | t/年 | 2     | 3     | 3     | 3     |
| 集団回収  |      |      | t/年 | 22    | 22    | 22    | 21    |
| 合計    |      |      | t/年 | 4,717 | 4,705 | 4,597 | 4,455 |
| (日平均) |      |      |     | 12.9  | 12.9  | 12.6  | 12.2  |

(備考) 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

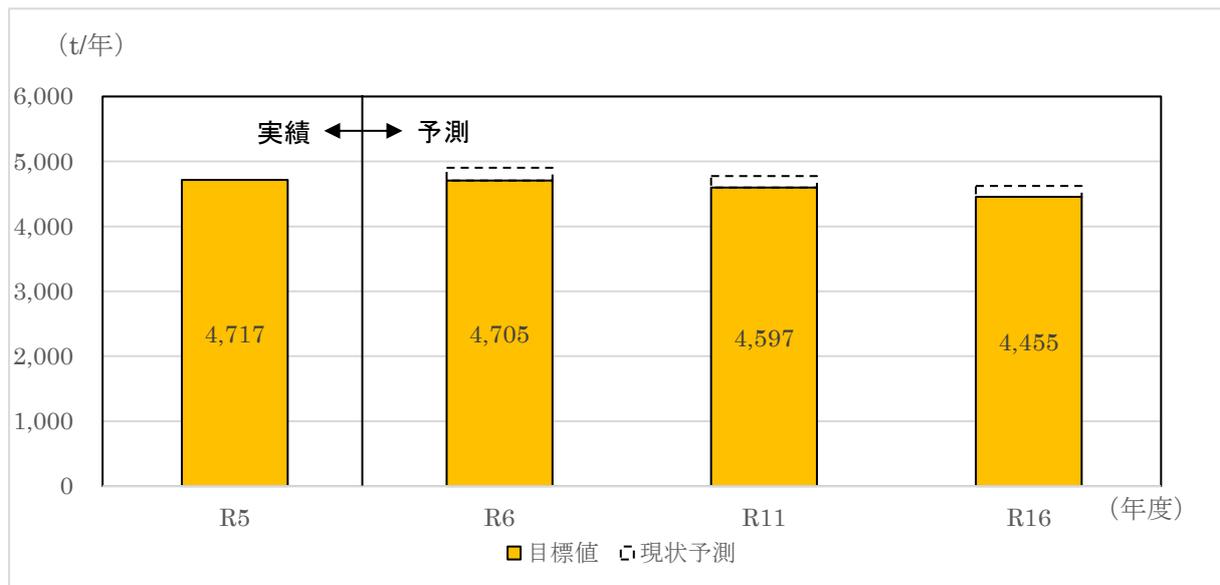


図 2-2-3-5 収集・運搬量の見込み（目標達成時）

## 5. 中間処理計画

収集運搬されるごみについては、佐々クリーンセンターで適正に処理を行っていきます。

- 可燃ごみは、焼却処理施設において適正に焼却処理を行い、減量化と安定化を図ります。
- 不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは、前処理施設及びストックヤード施設において資源化等の処理を行い、資源物を回収後、両施設からの可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は最終処分します。
- ごみ処理施設の運営管理にあたっては、関係法令に示されている基準に沿った維持管理、各種定期検査・測定等を行い、施設の適正管理と処理機能の維持、公害防止及び周辺環境の保全に努めていきます。

ただし、ごみ処理施設の運営管理に関しては、第1章第3節「ごみ処理の課題」に整理したように、処理能力の低下や処理コストの増加など、いくつかの課題が生じてきていることから、適切なメンテナンスに努めるとともに、財政的な負担の軽減も含めて効率的な運転管理に取り組むこととします。具体的には、ごみ処理施設に対し、次のような対応を検討するとともに、費用対効果を勘案しながら、ごみ処理の広域処理についても検討していきます。

## 第2部 ごみ処理基本計画

|  |  |
|--|--|
| ごみ処理施設の<br>安定かつ効率的<br>な運営管理に向<br>けた今後の対応 | ①搬入量の変化を考慮しながら、安定的にごみの全量処理を実施できる処<br>理体制を確保する。 |
|  | ②上記①を踏まえた計画的な補修・改造を実施する。                       |
|  | ③外部委託などあらゆる可能性について検討する。                        |

表 2-2-3-6 可燃ごみ処理量の見込み（目標達成時）

| 区分         | 単位       | 実績値  | 予測値   |       |       |       |
|------------|----------|------|-------|-------|-------|-------|
|            |          | 2023 | 2024  | 2029  | 2034  |       |
|            |          | R5   | R6    | R11   | R16   |       |
| 搬入量        | 収集可燃ごみ   | t/年  | 1,861 | 1,859 | 1,801 | 1,724 |
|            | 直接搬入可燃ごみ | t/年  | 2,270 | 2,259 | 2,218 | 2,170 |
| 破碎処理後の可燃残渣 |          | t/年  | 216   | 146   | 110   | 74    |
| 合計         |          | t/年  | 4,347 | 4,264 | 4,129 | 3,968 |
| (日平均)      |          | t/日  | 11.9  | 11.7  | 11.3  | 10.9  |

（備考）四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

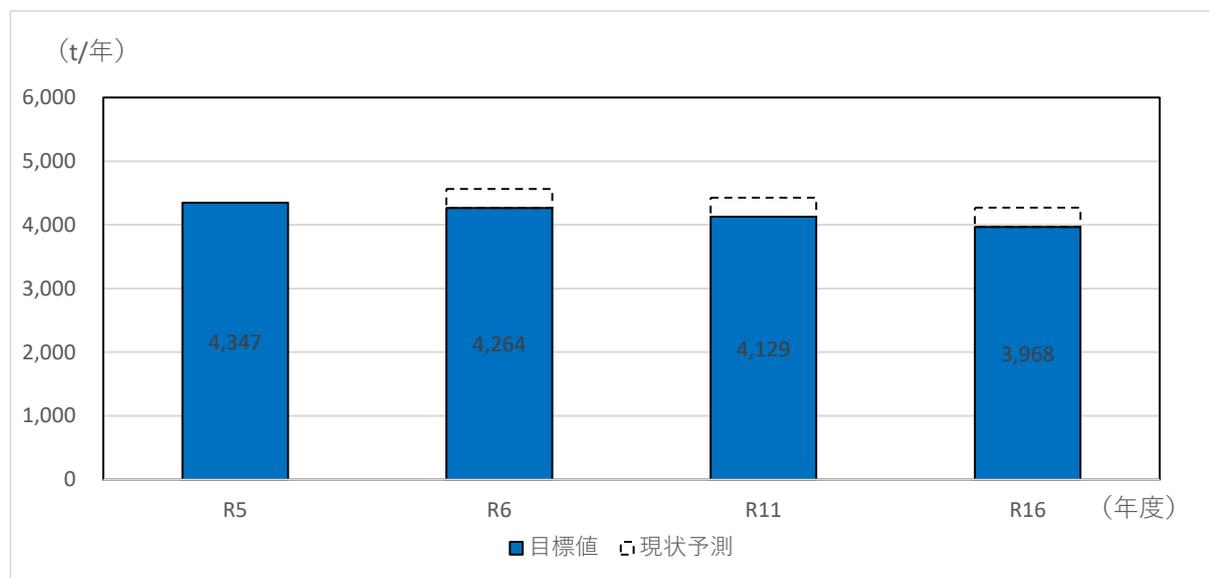


図 2-2-3-7 可燃ごみ処理量の見込み（目標達成時）

表 2-2-3-8 不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ処理量の見込み（目標達成時）

| 区分    |          | 単位  | 実績値  | 予測値  |      |      |
|-------|----------|-----|------|------|------|------|
|       |          |     | 2023 | 2024 | 2029 | 2034 |
|       |          |     | R5   | R6   | R11  | R16  |
| 搬入量   | 収集不燃ごみ   | t/年 | 0    | 0    | 0    | 0    |
|       | 直接搬入不燃ごみ | t/年 | 48   | 48   | 46   | 44   |
|       | 収集粗大ごみ   | t/年 | 44   | 44   | 43   | 41   |
|       | 直接搬入粗大ごみ | t/年 | 116  | 116  | 112  | 107  |
|       | 収集資源ごみ   | t/年 | 197  | 198  | 197  | 193  |
|       | 直接搬入資源ごみ | t/年 | 85   | 85   | 85   | 83   |
| 合計    |          | t/年 | 490  | 491  | 483  | 468  |
| (日平均) |          | t/日 | 1.34 | 1.35 | 1.32 | 1.28 |

(備考) 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

## 6. 最終処分計画

ごみの最終処分は、以下を基本として行っていきます。

- ごみの排出抑制と再資源化を徹底し、最終処分するごみ量をできるだけ減らした上で当面は現行の体制（民間業者への委託）により、適正に最終処分を行います。
- 最終処分の委託にあたっては、公害防止と周辺環境の保全を重視し、委託先において適正処分が確保されていることの監視を行います。

表 2-2-3-9 最終処分量の見込み（目標達成時）

| 区分       |  | 単位  | 実績値  | 予測値  |      |      |
|----------|--|-----|------|------|------|------|
|          |  |     | 2023 | 2024 | 2029 | 2034 |
|          |  |     | R5   | R6   | R11  | R16  |
| 直接埋立     |  | t/年 | 0    | 0    | 0    | 0    |
| 焼却灰      |  | t/年 | 251  | 251  | 251  | 251  |
| 不燃残渣     |  | t/年 | 53   | 53   | 53   | 53   |
| 最終処分量 合計 |  | t/年 | 304  | 304  | 304  | 304  |
| 最終処分率    |  | %   | 6.4  | 6.4  | 6.4  | 6.4  |

(備考) 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

## 第2部 ごみ処理基本計画

---

### 7. その他の計画

#### 1) 不法投棄対策

町のホームページや広報紙を通じた啓発活動の実施、監視体制の強化により、町民・事業者への周知徹底や意識の向上を図り、ごみの野外焼却（野焼き）等による不適正処理やごみの不法投棄の防止に努めます。

また、保健所や警察等関係機関と連携して、監視体制を一層充実させるとともに、年に1回パトロールを引き続き実施していきます。

#### 2) 災害廃棄物対策

地震や水害などの大規模発生時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生することが想定される。その際には、佐々町災害廃棄物処理計画（令和2年3月）に沿って、次のような対応を進めていきます。

- 生活衛生の確保、地域復興の観点から災害廃棄物の処理は迅速かつ適正な処理を行う。
- 災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理方法を確保する。
- 災害時においても、十分に環境に配慮して可能な限り災害廃棄物の処理を行う。

## 8. 計画の進行管理

本計画で定めた数値目標や取り組み内容などを実現していくためには、取り組み状況や数値目標の達成状況を定期的にチェック・評価し、施策の改善を行っていくことが重要です。この考え方に基づき、本計画の実現に向けたスケジュール管理は、以下に示すPDCAサイクル〔Plan（計画）、Do（施策の実施）、Check（点検・評価）、Act（改善・代替案）〕により、継続的な改善と効率的・経済的な施策の展開を図っていきます。

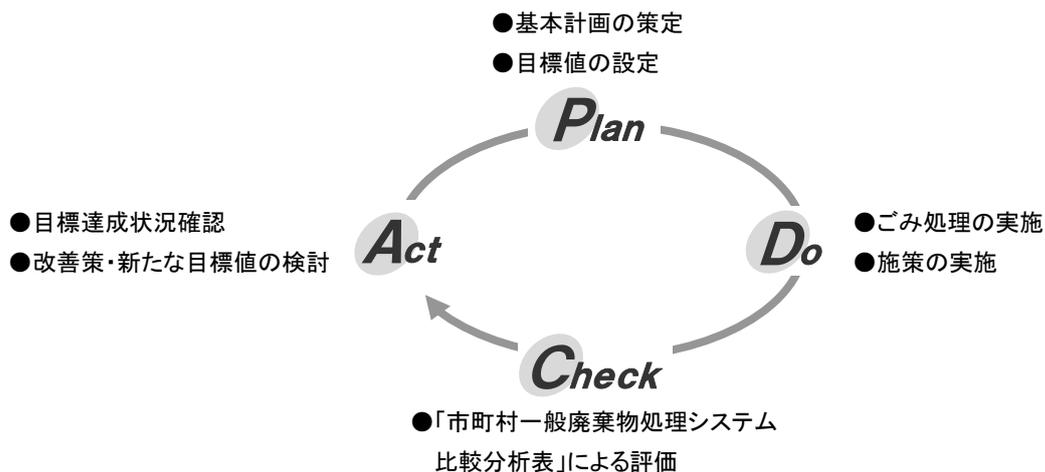


図 2-2-3-10 PDCAサイクルの概念図



## 第3部

# 生活排水処理基本計画

---





# 第1章 生活排水処理の現状と課題

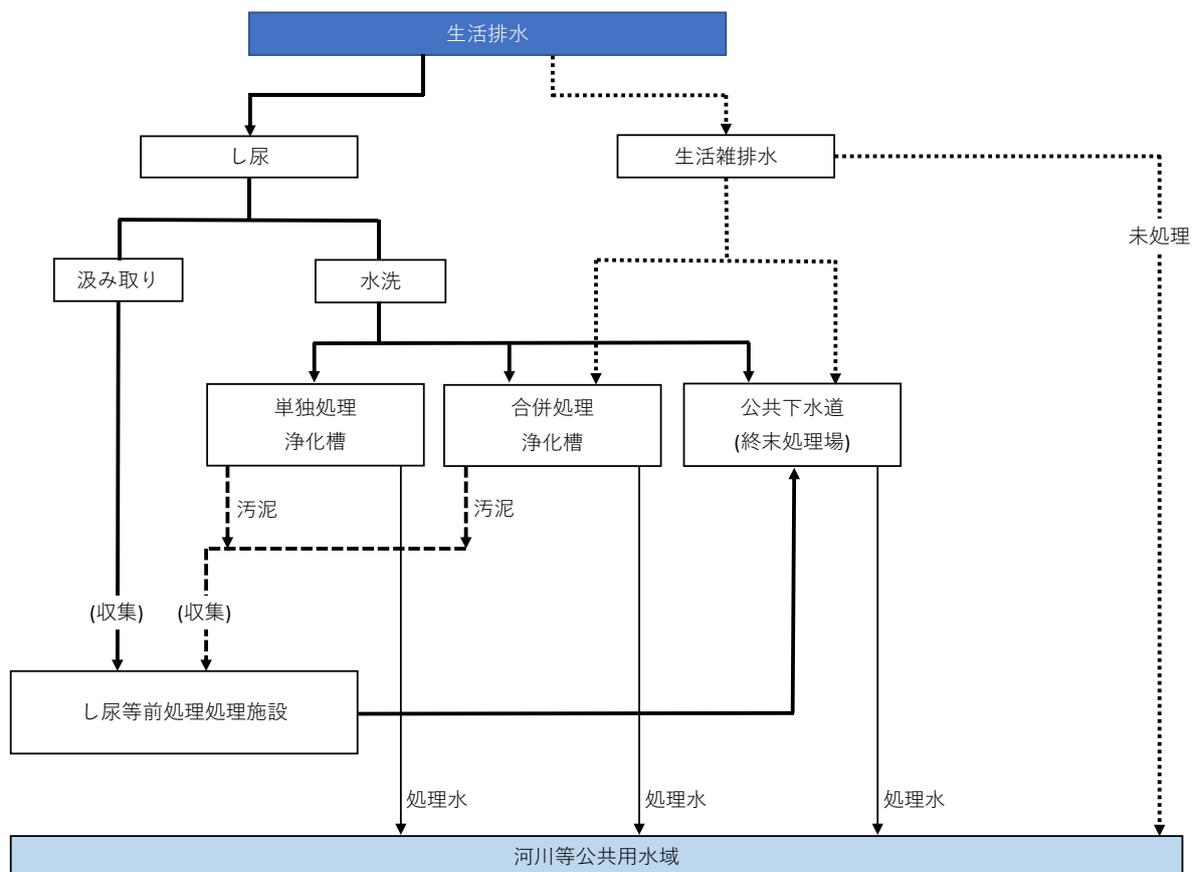
## 第1節 佐々町における生活排水処理の現状

### 1. 生活排水の処理体系と処理形態別人口

生活排水は人が日常生活を送る過程で発生する汚水であり、大きく分けて「し尿」と「生活雑排水（台所・洗濯・浴室等の排水）」から成り、し尿はさらに便所の形式によって「汲み取りし尿」と「水洗便所排水」に大別されます。

佐々町における生活排水処理は「公共下水道」、「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽※」及び「し尿等前処理施設」で行われています。また、令和6年度に浄化管理センター内に佐々町し尿等前処理施設（以下「し尿等前処理施設」）を整備し、令和6年11月から浄化槽汚泥やし尿を受け入れ、希釈して浄化管理センターへ投入しています。

※単独処理浄化槽に関しては、処理対象が水洗便所排水のみで、公共用水域の水質汚濁の主要因である生活雑排水を処理しないことから、法律の改正（平成13年4月1日施行）により、新設が原則禁止となっています。



※生活雑排水とは、日常生活を送る過程で発生する台所、洗濯、浴室等からの排水をいう。

図 3-1-1-1 生活排水の処理体系

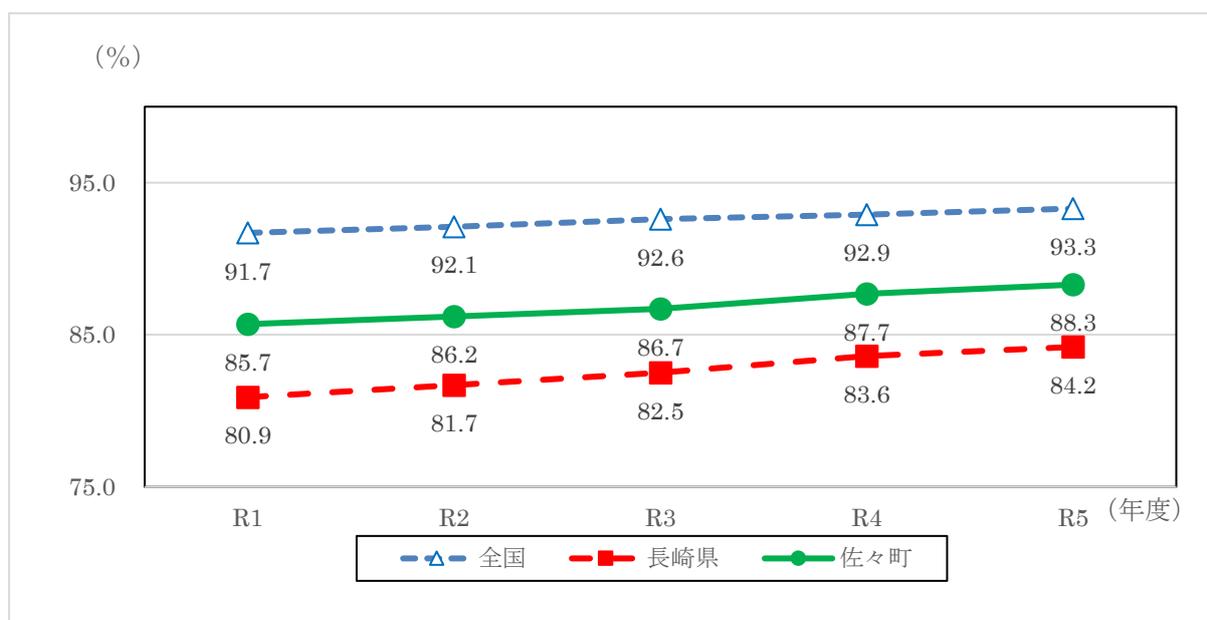
生活排水の処理形態別人口の推移を見ると、し尿（水洗便所排水）と生活雑排水を合わせて処理している人口（以下「水洗化・生活雑排水処理人口」という。）は、公共下水道等の普及によって年々増加しており、生活雑排水が未処理となっている人口（単独処理浄化槽人口、非水洗化人口）は減少しています。

生活排水処理率（計画処理区域内人口対する水洗化・生活雑排水処理人口の割合）は、年々向上しているものの、全国値と比べるとやや低い状況です。

表 3-1-1-2 生活排水処理形態別人口の推移

| 区分               | 単位                            | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     |
|------------------|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  |                               | 2019   | 2020   | 2021   | 2022   | 2023   |
| 行政人口（計画処理区域内人口）  | 人                             | 14,017 | 14,000 | 13,965 | 14,047 | 13,866 |
| 生活排水処理形態別人口      | 計画処理区域内人口（＝行政人口）              | 14,017 | 14,000 | 13,965 | 14,047 | 13,866 |
|                  | 水洗化・生活雑排水処理人口                 | 12,013 | 12,063 | 12,108 | 12,326 | 12,248 |
|                  | コミュニティ・プラント人口                 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                  | 合併処理浄化槽人口                     | 851    | 844    | 875    | 876    | 849    |
|                  | 公共下水道人口                       | 11,002 | 11,063 | 11,233 | 11,450 | 11,399 |
|                  | 農業集落排水施設人口                    | 160    | 156    | 0      | 0      | 0      |
|                  | 水洗化・生活雑排水未処理人口<br>（単独処理浄化槽人口） | 397    | 396    | 370    | 349    | 334    |
|                  | 非水洗化人口                        | 1,607  | 1,541  | 1,487  | 1,372  | 1,284  |
|                  | し尿収集人口                        | 1,607  | 1,541  | 1,487  | 1,372  | 1,284  |
|                  | 自家処理人口                        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 計画処理区域外人口        |                               | 0      | 0      | 0      | 0      |        |
| 汚水衛生処理率（生活排水処理率） | %                             | 85.7   | 86.2   | 86.7   | 87.7   | 88.3   |

※汚水衛生処理率（%）＝水洗化・生活雑排水処理人口（人）÷行政人口（人）



（備考）全国、長崎県の値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果（各年度版）より

図 3-1-1-3 生活排水処理率の推移

### 第3部 生活排水処理基本計画

## 2. 処理施設の状況

### 1) 公共下水道

公共下水道は、1 処理区で整備が進められており、平成9年4月より供用を開始しています。また、令和6年度に浄化管理センター内に佐々町し尿等前処理施設（以下「し尿等前処理施設」）を整備し、令和6年11月から浄化槽汚泥やし尿を受け入れ、希釈して浄化管理センターへ投入しています。事業概要は、次のとおりです。

表 3-1-1-4 公共下水道事業の概要

| 処理区名    |        | 佐々処理区                        |
|---------|--------|------------------------------|
| 全体計画    | 計画目標年次 | 令和18年                        |
|         | 処理区域面積 | 383.20 ha                    |
|         | 計画人口   | 11,600 人                     |
| 認可計画    | 計画目標年次 | 令和10年                        |
|         | 処理区域面積 | 383.20 ha                    |
|         | 計画人口   | 12,700 人                     |
| 下水の排除方式 |        | 分流式                          |
| 処理施設の概要 | 施設名    | 佐々浄化管理センター                   |
|         | 処理能力   | 7,800 m <sup>3</sup> /日（日最大） |
|         | 水処理方式  | オキシデーシオンディッチ法                |
|         | 供用開始   | 平成9年4月                       |

（資料）佐々町公共下水道事業変更認可申請書（令和4年12月）

3) 合併処理浄化槽

本町では、公共下水道区域を除く全地域を対象として、浄化槽を設置する者に対し、設置に要した費用・維持管理に要した費用について条例で定める額の範囲内で補助金交付を行うなど、町内全域の水洗化を目標に、浄化槽の普及促進に取り組んでいます。本制度による設置基数は、次のとおりです。

表 3-1-1-6 合併処理浄化槽の設置基数

| 事業名       | 事業主体 | 基数    | 開始年月       |
|-----------|------|-------|------------|
| 浄化槽設置整備事業 | 佐々町  | 246 基 | 平成 9 年 4 月 |

(備考) 基数は令和 5 年度現在の実績 (休止・廃止除く)

3. し尿・浄化槽汚泥処理の現状

生活排水のうち、し尿及び浄化槽汚泥については収集・運搬し、し尿等前処理施設で処理を行っています。ここでは、し尿・浄化槽汚泥の処理体制、処理状況について整理します。

1) し尿・浄化槽汚泥処理体制

(1) 管理・運営体制

し尿・浄化槽汚泥処理に関する管理・運営体制は、次のとおりです。

収集・運搬は、各家庭あるいは浄化槽管理(設置)者が直接、本町が許可した収集運搬業者に依頼することとなっています。

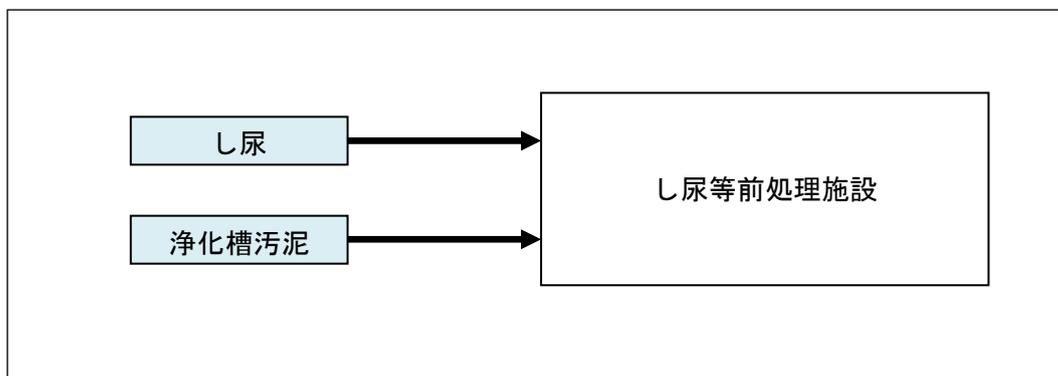
表 3-1-1-7 し尿・浄化槽汚泥処理に関する管理・運営体制 (令和 5 年度現在)

| 区分    | 種類    | 実施主体       | 運営形態  |
|-------|-------|------------|-------|
| 収集・運搬 | し尿    | 佐々町 (許可業者) | 許可    |
|       | 浄化槽汚泥 |            |       |
| 中間処理  | し尿    | 佐々町        | 委託    |
|       | 浄化槽汚泥 |            |       |
| 最終処分  |       | 佐々町        | 委託・直営 |

### 第3部 生活排水処理基本計画

#### (2) し尿・浄化槽汚泥の処理体制

収集されるし尿・浄化槽汚泥は、平成27年度から民間事業者のし尿・浄化槽汚泥処理施設で処理を行っていましたが、令和6年度に浄化管理センター内に佐々町し尿等前処理施設（以下「し尿等前処理施設」）を整備し、令和6年11月から浄化槽汚泥やし尿を受け入れ、希釈して浄化管理センターへ投入しています。



(令和6年11月以降)

図 3-1-1-8 し尿・浄化槽汚泥の処理・処分体制

#### (3) し尿等前処理施設の状況

し尿等前処理施設の概要は、次のとおりです。

表 3-1-1-9 し尿処理施設の概要

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 施設名  | 佐々町し尿等前処理施設                  |
| 施設所管 | 佐々町                          |
| 所在地  | 佐々町小浦免1-4(佐々浄化管理センター内)       |
| 建設年度 | 着工：令和4年11月、竣工：令和6年10月        |
| 処理方式 | 前処理＋希釈投入                     |
| 処理能力 | 10KL/日（し尿：4KL/日、浄化槽汚泥：6KL/日） |

2) し尿・浄化槽汚泥処理の状況

(1) 収集・処理量の推移

し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量は、次のとおりであり、し尿・浄化槽汚泥はともに令和4年度以降減少傾向で推移しています。合計量としても、減少傾向で推移しており、令和5年度は年間3,351kL（1日平均：9.2kL）となっています。

表 3-1-1-10 し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量の推移

| 区分    |        | 単位   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|-------|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
|       |        |      | 2019  | 2020  | 2021  | 2022  | 2023  |
| し尿    | 年間     | KL/年 | 2,367 | 2,364 | 2,223 | 2,114 | 2,012 |
|       | (1日平均) | KL/日 | 6.5   | 6.5   | 6.1   | 5.8   | 5.5   |
| 浄化槽汚泥 | 年間     | KL/年 | 1,332 | 1,412 | 1,784 | 1,413 | 1,353 |
|       | (1日平均) | KL/日 | 3.6   | 3.9   | 4.9   | 3.9   | 3.7   |
| 合計    | 年間     | KL/年 | 3,699 | 3,776 | 4,007 | 3,527 | 3,365 |
|       | (1日平均) | KL/日 | 10.1  | 10.3  | 10.9  | 9.7   | 9.2   |

(備考) 1 1日平均量＝年間量/年度日数（365日または366日）

2 浄化槽汚泥には、令和3年度まで農業集落排水汚泥が含まれる。

3 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

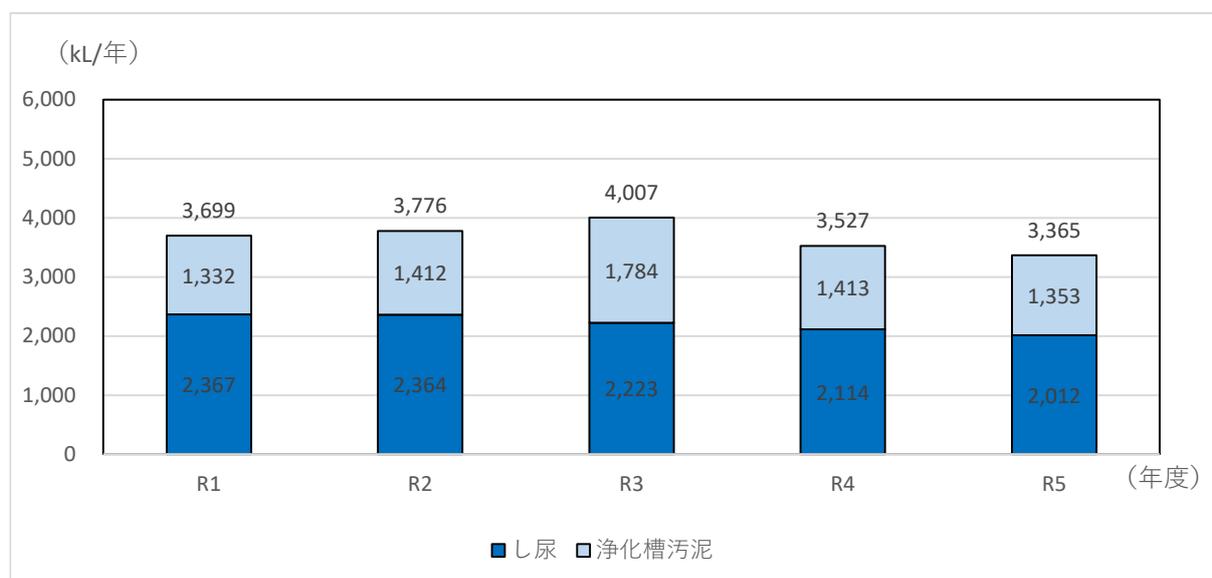


図 3-1-1-11 し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量の推移

## 第3部 生活排水処理基本計画

---

### 第2節 佐々町における生活排水処理の課題

生活排水処理の現状から、課題を整理すると、次のとおりとなります。

#### 1. 生活排水処理率の更なる向上

本町の生活排水対策は、公共下水道、合併処理浄化槽の普及促進を図ることにより進めています。その進捗状況を生活排水処理率で見ると、令和5年度には88.3%となっており、年々向上してきています。しかし、その一方では人口比で約12%は、生活雑排水（台所・洗濯・浴室等の排水）が未処理のまま河川等に排出されていることになり、公共用水域の水質汚濁の要因となっているものと思われます。

このため、引き続き生活排水対策に取り組み、生活排水処理率を更に向上させていく必要があります。

#### 2. 今後のし尿処理

令和6年度に浄化管理センター内に佐々町し尿等前処理施設を整備し、令和6年11月から浄化槽汚泥やし尿を受け入れ、希釈して浄化管理センターへ投入しています。

## 第2章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水の処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥量の将来予測

#### 1. 生活排水の処理形態別人口の将来予測

生活排水の処理形態別人口の将来予測を行うと、次のとおりとなります。今後も下水道を中心とした生活排水対策が進みますが行政人口減の見込みがあるため、本町の水洗化・生活雑排水処理人口は、行政人口（計画処理区域内人口）に対して、現在の汚水衛生処理率の89.0%程度で推移すると予測されます。

表 3-2-1-1 生活排水の処理形態別人口の将来予測

| 区分               | 単位                            | R6     | R7     | R8     | R9     | R10    | R11    |
|------------------|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  |                               | 2024   | 2025   | 2026   | 2027   | 2028   | 2029   |
| 行政人口（計画処理区域内人口）  | 人                             | 13,958 | 14,050 | 14,010 | 13,970 | 13,830 | 13,890 |
| 生活排水処理形態別人口      | 計画処理区域内人口（＝行政人口）              | 13,958 | 14,050 | 14,010 | 13,970 | 13,830 | 13,890 |
|                  | 水洗化・生活雑排水処理人口                 | 12,420 | 12,502 | 12,467 | 12,431 | 12,305 | 12,359 |
|                  | コミュニティ・プラント人口                 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                  | 合併処理浄化槽人口                     | 843    | 849    | 847    | 844    | 835    | 839    |
|                  | 公共下水道人口                       | 11,577 | 11,653 | 11,620 | 11,587 | 11,470 | 11,520 |
|                  | 農業集落排水施設人口                    | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                  | 水洗化・生活雑排水未処理人口<br>（単独処理浄化槽人口） | 336    | 339    | 338    | 337    | 334    | 335    |
|                  | 非水洗化人口                        | 1,202  | 1,209  | 1,205  | 1,202  | 1,191  | 1,196  |
|                  | し尿収集人口                        | 1,202  | 1,209  | 1,205  | 1,202  | 1,191  | 1,196  |
|                  | 自家処理人口                        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 計画処理区域外人口        |                               | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |        |
| 汚水衛生処理率（生活排水処理率） | %                             | 89.0   | 89.0   | 89.0   | 89.0   | 89.0   | 89.0   |

| 区分               | 単位                            | R12    | R13    | R14    | R15    | R16    |
|------------------|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  |                               | 2030   | 2031   | 2032   | 2033   | 2034   |
| 行政人口（計画処理区域内人口）  | 人                             | 13,848 | 13,799 | 13,750 | 13,701 | 13,652 |
| 生活排水処理形態別人口      | 計画処理区域内人口（＝行政人口）              | 13,848 | 13,799 | 13,750 | 13,701 | 13,652 |
|                  | 水洗化・生活雑排水処理人口                 | 12,322 | 12,277 | 12,234 | 12,191 | 12,148 |
|                  | コミュニティ・プラント人口                 | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                  | 合併処理浄化槽人口                     | 836    | 833    | 830    | 827    | 825    |
|                  | 公共下水道人口                       | 11,486 | 11,444 | 11,404 | 11,364 | 11,323 |
|                  | 農業集落排水施設人口                    | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                  | 水洗化・生活雑排水未処理人口<br>（単独処理浄化槽人口） | 334    | 333    | 332    | 330    | 329    |
|                  | 非水洗化人口                        | 1,192  | 1,189  | 1,184  | 1,180  | 1,175  |
|                  | し尿収集人口                        | 1,192  | 1,189  | 1,184  | 1,180  | 1,175  |
|                  | 自家処理人口                        | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 計画処理区域外人口        |                               | 0      | 0      | 0      | 0      |        |
| 汚水衛生処理率（生活排水処理率） | %                             | 89.0   | 89.0   | 89.0   | 89.0   | 89.0   |

※汚水衛生処理率（%）＝水洗化・生活雑排水処理人口（人）÷行政人口（人）

### 第3部 生活排水処理基本計画

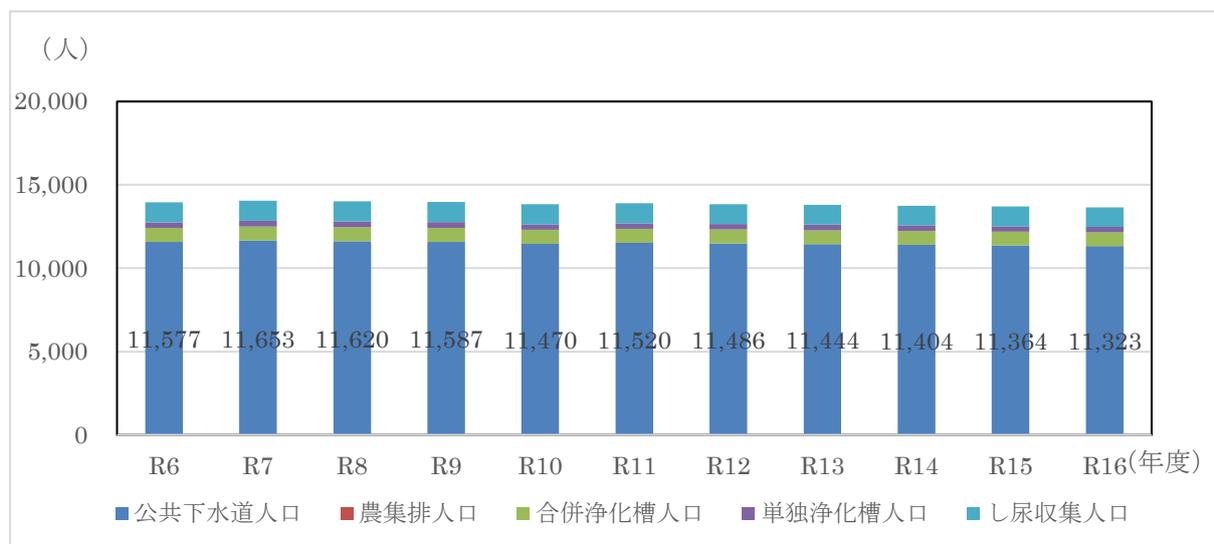


図 3-2-1-2 生活排水の処理形態別人口の将来予測

## 2. し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

前項で予測した生活排水の処理形態別人口（し尿収集人口、浄化槽人口）や実績に基づくし尿及び浄化槽汚泥の1人1日あたり平均排出量（排出原単位）を基に、今後のし尿・浄化槽汚泥量の予測を行うと、次のとおりとなります。

下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の更なる普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥量は今後も減少傾向で推移することが見込まれます。

表 3-2-1-3 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

| 区分    |        | 単位   | 実績値   | 予測値   |       |       |  |
|-------|--------|------|-------|-------|-------|-------|--|
|       |        |      | R5    | R6    | R11   | R16   |  |
|       |        |      | 2023  | 2024  | 2029  | 2034  |  |
| し尿    | 年間     | KL/年 | 2,012 | 1,546 | 1,114 | 667   |  |
|       | (1日平均) | KL/日 | 5.5   | 4.2   | 3.0   | 1.8   |  |
| 浄化槽汚泥 | 年間     | KL/年 | 1,353 | 1,258 | 1,156 | 1,050 |  |
|       | (1日平均) | KL/日 | 3.7   | 3.4   | 3.2   | 2.9   |  |
| 合計    | 年間     | KL/年 | 3,365 | 2,804 | 2,270 | 1,717 |  |
|       | (1日平均) | KL/日 | 9.2   | 7.7   | 6.2   | 4.7   |  |

- (備考) 1 1日平均量＝年間量/年度日数（365日または366日）  
 2 浄化槽汚泥には、令和3年度まで農業集落排水汚泥が含まれる。  
 3 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

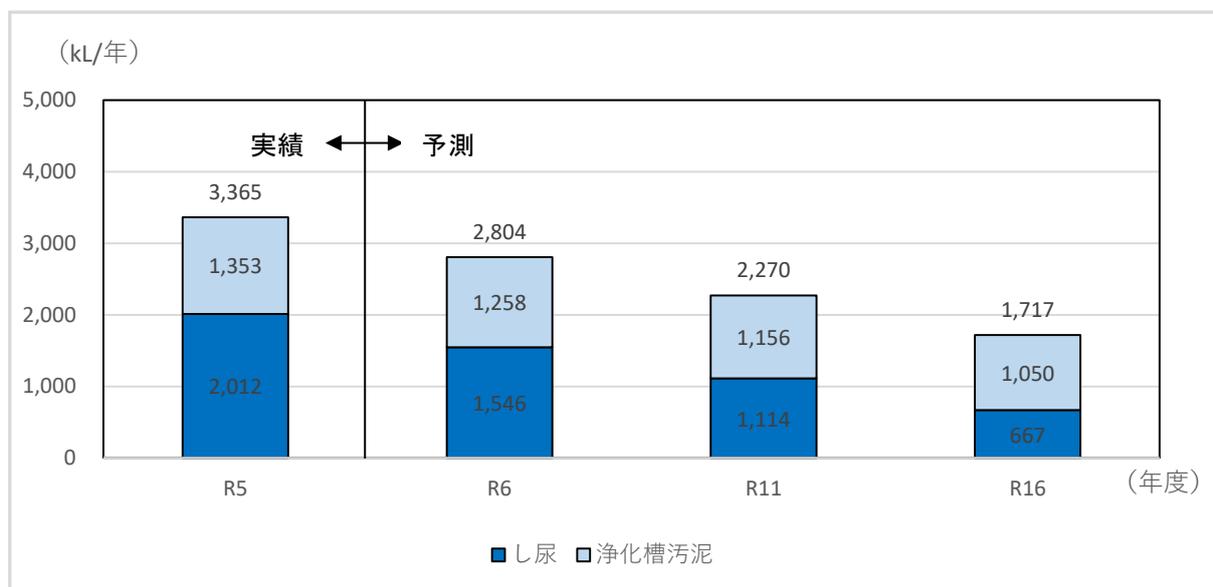


図 3-2-1-4 し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

## 第3部 生活排水処理基本計画

---

### 第2節 生活排水処理計画

#### 1. 生活排水処理の基本方針

第7次佐々町総合計画の「生活・安全」を大切にすまを基本目標とし、佐々町における生活排水処理の適正化に向けての基本方針を、次のように定めることとします。

### 生活排水処理の基本方針

#### 基本方針1 水質保全の基盤づくり

---

生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理対策として、公共下水道や合併処理浄化槽など、水質保全のための基盤づくりを計画的に進めます。

#### 基本方針2 水洗化の促進

---

公共下水道が整備されている区域で、未接続となっている家庭・事業所に対しては、下水道等への接続を働きかけ、水洗化の促進に努めます。

#### 基本方針3 単独処理浄化槽から合併処理への転換

---

単独処理浄化槽を設置している家庭・事業所に対しては、生活排水処理を促進するため、合併処理（公共下水道、合併処理浄化槽）への転換を働きかけていきます。

#### 基本方針4 水質保全意識の啓発

---

日常生活や生産活動における水環境への負荷を低減するため、公共下水道等の普及に向けた啓発活動に努めるとともに、水環境にやさしい生活スタイルに向けた情報発信の強化に努めます。

2. 生活排水の処理主体

本町における生活排水（処理施設の種類ごと）の処理主体は、次のようになります。なお、し尿処理施設について平成 26 年度までは北松南部清掃一部事務組合が主体となって、その運営・管理を行っていましたが、平成 27 年度以降は民間事業者へ委託し処理を行っています。令和 6 年度に浄化管理センター内に佐々町し尿等前処理施設を整備し、令和 6 年 11 月から浄化槽汚泥やし尿を受け入れ、希釈して浄化管理センターへ投入しています。

表 3-2-2-1 生活排水（処理施設の種類ごと）の処理主体

| 処理施設の種類  | 対象となる生活排水の種類 | 処理主体    |
|----------|--------------|---------|
| 公共下水道    | し尿、生活雑排水     | 佐々町     |
| 合併処理浄化槽  | し尿、生活雑排水     | 個人及び事業者 |
| 単独処理浄化槽  | し尿           | 個人      |
| し尿等前処理施設 | し尿、<br>浄化槽汚泥 | 佐々町     |

### 第3部 生活排水処理基本計画

#### 3. 生活排水処理の目標

前節の生活排水処理形態別人口の将来予測結果を基に、次のとおり、生活排水処理の目標とします。

##### ① 生活排水処理の目標

| 区分               | 単位 | 実績値  | 予測値  |      |      |  |
|------------------|----|------|------|------|------|--|
|                  |    | R5   | R6   | R11  | R16  |  |
|                  |    | 2023 | 2024 | 2029 | 2034 |  |
| 汚水衛生処理率（生活排水処理率） | %  | 88.3 | 89.0 | 89.0 | 89.0 |  |

##### ② 水洗化・生活雑排水処理人口

| 区分            | 単位 | 実績値    | 予測値    |        |        |  |
|---------------|----|--------|--------|--------|--------|--|
|               |    | R5     | R6     | R11    | R16    |  |
|               |    | 2023   | 2024   | 2029   | 2034   |  |
| 行政区域内人口       | 人  | 13,866 | 13,958 | 13,890 | 13,652 |  |
| 計画処理区域内人口     | 人  | 13,866 | 13,958 | 13,890 | 13,652 |  |
| 水洗化・生活雑排水処理人口 | 人  | 12,248 | 12,420 | 12,359 | 12,148 |  |

##### ③ 生活排水の処理形態別内訳

| 区分               | 単位                        | 実績値    | 予測値    |        |        |        |
|------------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                  |                           | R5     | R6     | R11    | R16    |        |
|                  |                           | 2023   | 2024   | 2029   | 2034   |        |
| 行政人口（計画処理区域内人口）  | 人                         | 13,866 | 13,958 | 13,890 | 13,652 |        |
| 生活排水処理形態別人口      | 計画処理区域内人口（＝行政人口）          | 人      | 13,866 | 13,958 | 13,890 | 13,652 |
|                  | 水洗化・生活雑排水処理人口             | 人      | 12,248 | 12,420 | 12,359 | 12,148 |
|                  | コミュニティ・プラント人口             | 人      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                  | 合併処理浄化槽人口                 | 人      | 849    | 843    | 839    | 825    |
|                  | 公共下水道人口                   | 人      | 11,399 | 11,577 | 11,520 | 11,323 |
|                  | 農業集落排水施設人口                | 人      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                  | 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口） | 人      | 334    | 336    | 335    | 329    |
|                  | 非水洗化人口                    | 人      | 1,284  | 1,202  | 1,196  | 1,175  |
|                  | し尿収集人口                    | 人      | 1,284  | 1,202  | 1,196  | 1,175  |
|                  | 自家処理人口                    | 人      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|                  | 計画処理区域外人口                 |        | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 汚水衛生処理率（生活排水処理率） | %                         | 88.3   | 89.0   | 89.0   | 89.0   |        |

4. 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水を処理する区域は、町内全域とし、生活排水処理施設ごとの区域及び目標年度における人口（目標達成時）を、次のとおりとします。

表 3-2-2-2 生活排水を処理する区域及び人口

| 施設          | 処理区域              | 処理人口          |                       |                        |                        |
|-------------|-------------------|---------------|-----------------------|------------------------|------------------------|
|             |                   | 現在<br>(令和5年度) | 中間目標<br>年度<br>(令和6年度) | 中間目標<br>年度<br>(令和11年度) | 計画目標<br>年度<br>(令和16年度) |
| 公共下水道       | 佐々処理区             | 11,399 人      | 11,577 人              | 11,520 人               | 11,323 人               |
| 合併処理<br>浄化槽 | 公共下水道区域を<br>除く全地域 | 849 人         | 843 人                 | 839 人                  | 825 人                  |

5. 生活排水処理施設の整備計画の概要

計画期間における生活排水処理施設の整備計画の概要は、次のとおりです。

表 3-2-2-3 生活排水処理施設の整備計画の概要

| 施設      | 計画処理区域            | 整備計画    |         |           |
|---------|-------------------|---------|---------|-----------|
|         |                   | 全体計画    | 計画目標年次  | 令和18年     |
| 公共下水道   | 佐々処理区             | 全体計画    | 処理区域面積  | 383.20 ha |
|         |                   |         | 計画人口    | 11,600 人  |
|         |                   |         | 計画目標年次  | 令和10年     |
|         |                   | 認可計画    | 処理区域面積  | 383.20 ha |
|         |                   |         | 計画人口    | 12,700 人  |
|         |                   |         | 年間10基程度 |           |
| 合併処理浄化槽 | 公共下水道区域を除く<br>全地域 | 年間10基程度 |         |           |

(資料) 公共下水道：佐々町公共下水道事業変更認可申請書（令和4年12月）  
 合併処理浄化槽：佐々町循環型社会形成推進交付金事業実施計画

## 第3部 生活排水処理基本計画

### 第3節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

生活排水処理の基本方針に示したように、今後の生活排水処理は、し尿（水洗便所排水）と生活雑排水を合わせて処理する合併型の処理システム（公共下水道や合併処理浄化槽など）が主流となりますが、それが普及するまでの汲み取りし尿や、浄化槽から排出される汚泥（浄化槽汚泥）の処理を安定的かつ適正に行うことが重要となります。

このような状況を踏まえ、本町におけるし尿・浄化槽汚泥の処理計画を、次のように定めることとします。

#### 1. 計画処理区域と処理主体

計画処理区域は、町内のし尿・浄化槽汚泥収集区域の全域とし、収集されるし尿・浄化槽汚泥の処理・処分について、令和6年度に浄化管理センター内に佐々町し尿等前処理施設を整備し、令和6年11月から浄化槽汚泥やし尿を受け入れ、希釈して浄化管理センターへ投入し処理を行っています。

表 3-2-3-1 し尿・浄化槽汚泥の処理主体

| 区分    | 種類    | 実施主体      | 運営形態  |
|-------|-------|-----------|-------|
| 収集・運搬 | し尿    | 佐々町（許可業者） | 許可    |
|       | 浄化槽汚泥 |           |       |
| 中間処理  | し尿    | 佐々町       | 委託    |
|       | 浄化槽汚泥 |           |       |
| 最終処分  |       | 佐々町       | 委託・直営 |

#### 2. 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、現行の体制（許可業者による収集）を継続することとします。

なお、し尿等前処理施設への搬入にあたっては、処理の安定化のため、収集運搬業者とも連携を図りながら、搬入量の変動をできるだけ抑制するよう、計画搬入に努めます。

### 3. 中間処理計画

#### 1) 処理対象物

処理対象物は、計画処理区域内で収集されるし尿・浄化槽汚泥とします。

#### 2) 処理対象量

し尿・浄化槽汚泥の今後の処理量は、将来予測結果より、次のように見込まれます。

表 2-2-3-2 処理対象量（見込み）

| 区分    |        | 単位   | 実績値   | 予測値   |       |       |  |
|-------|--------|------|-------|-------|-------|-------|--|
|       |        |      | R5    | R6    | R11   | R16   |  |
|       |        |      | 2023  | 2024  | 2029  | 2034  |  |
| し尿    | 年間     | KL/年 | 2,012 | 1,546 | 1,114 | 667   |  |
|       | (1日平均) | KL/日 | 5.5   | 4.2   | 3.0   | 1.8   |  |
| 浄化槽汚泥 | 年間     | KL/年 | 1,353 | 1,258 | 1,156 | 1,050 |  |
|       | (1日平均) | KL/日 | 3.7   | 3.4   | 3.2   | 2.9   |  |
| 合計    | 年間     | KL/年 | 3,365 | 2,804 | 2,270 | 1,717 |  |
|       | (1日平均) | KL/日 | 9.2   | 7.7   | 6.2   | 4.7   |  |

(備考) 1 1日平均量＝年間量/年度日数（365日または366日）

2 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

#### 3) 中間処理計画

##### (1) 既存し尿処理施設での適正処理

収集されるし尿・浄化槽汚泥は、平成27年度から民間事業者のし尿・浄化槽汚泥処理施設で処理を行っていましたが、令和6年度に佐々町浄化管理センター内に佐々町し尿等前処理施設を整備し、令和6年11月からし尿や浄化槽汚泥を受け入れ、希釈して浄化管理センターへ投入し処理を行っています。

### 4. 最終処分計画

し尿・浄化槽汚泥の処理過程から発生する残さ物（脱水し渣など）は本町の一般廃棄物処理施設において焼却処分し、当該処理により生じた焼却残渣は、専門業者により資源化・一部埋立処分されます。

### 第3部 生活排水処理基本計画

---

#### 5. その他の計画

##### ○災害時のし尿処理

地震や水害などの災害時のし尿処理は、衛生環境を確保するため、佐々町と処理を委託している民間事業者と連携して実施するものとしますが、し尿等の適正処理が困難となった場合に備えて、周辺市町との連携体制を構築していくこととします。

また、周辺市町と連携しながら、仮設トイレその他必要資材の確保・備蓄、収集運搬ルートを検討を行います。